

シンポジウム実施記録

えん罪被害者と元新聞記者の二人が語る

「松本サリン事件」の  
犯人とされた私

埼玉弁護士会 刑事弁護の充実に関する検討特別委員会編

2016年2月11日<sup>㊦</sup>祝 実施

埼玉弁護士会



シンポジウム実施記録

えん罪被害者と元新聞記者の二人が語る

「松本サリン事件」の  
犯人とされた私

埼玉弁護士会 刑事弁護の充実に関する検討特別委員会編

2016年2月11日<sup>㊦</sup>実施

# 「松本サリン事件」の 犯人とされた私

えん罪被害者と元新聞記者の二人が語る



日時 **2016年2月11日** (木) 祝  
13時開場 / 13時30分開会 (16時10分終了予定)

会場 **大宮ソニックシティ**  
小ホール (裏面の地図参照)

**入場無料 事前予約不要** (定員496名先着順)  
どなたでもご自由にお聞きいただけます。

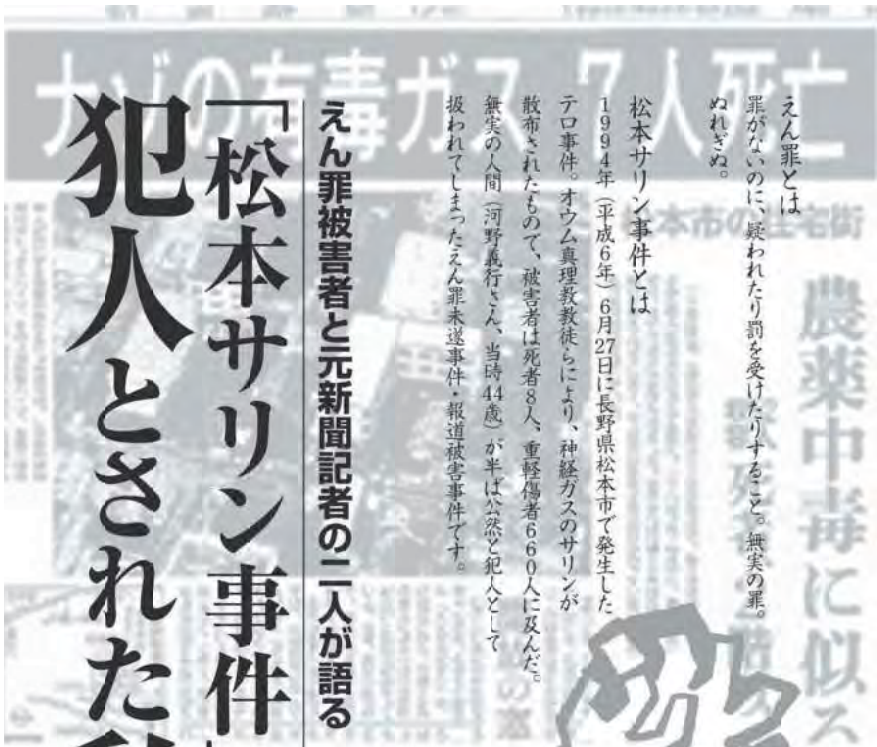
#### 内容

- 松本サリン事件総括
- パネルディスカッション

パネリスト 河野義行さん (えん罪被害者)  
永野貴行さん (元読売新聞記者・現弁護士)  
長沼正敏さん (埼玉弁護士会副会長)  
コーディネータ 埼玉弁護士会 / 河野邦広さん

- 「えん罪について考える」埼玉県内高校生  
作文コンクール表彰式

主催 埼玉弁護士会 さいたま市浦和区高砂4-7-20 電話 048-863-5255  
後援 日本弁護士連合会 関東弁護士会連合会 埼玉県教育委員会 さいたま市教育委員会



# 「松本サリン事件」の 犯人とされた私

えん罪被害者と元新聞記者の二人が語る



主催 埼玉弁護士会  
さいたま市浦和区高砂4-7-20 電話 048-863-5255  
後援 日本弁護士連合会 関東弁護士会連合会  
埼玉県教育委員会 さいたま市教育委員会

## 目次

- 発刊に寄せて..... 4
- 進行予定..... 5
- 開会の挨拶..... 6
- 松本サリン事件全体像報告..... 8
- 全体像レジメ.....12
- 松本サリン事件時系列表.....14
- パネルディスカッション.....17
- 高校生による作文コンクール.....51
- 入賞した作文.....53
- 閉会の挨拶.....84
- アンケート集計表.....85

## 発刊に寄せて

2016（平成28）年2月11日（木・祝）、当委員会が企画した、埼玉弁護士会主催の市民集会（「えん罪被害者と元新聞記者の2人が語る 松本サリン事件の犯人とされた私」）が開催され、市民の方々189名が来場され、えん罪の問題に対する関心の高さを知ることができました。特に、この集会では、えん罪被害者とえん罪報道をしていた新聞記者という対立構造が赤裸々に語られ、市民の皆さま方は勿論、我々弁護士も衝撃を受けました。当委員会としましては、この集会をその場限りのものとするのではなく、将来に

わたって弁護士会の貴重な資料として残すことを決意し、今回この冊子を発刊することになりました。

当委員会は、刑事弁護に関して、人質司法とえん罪をテーマに活動しています。えん罪の発生を根絶するためには、えん罪が決して他人事ではないことを市民の皆さまに伝えたいという思いで市民集会を開催しました。

本冊子が、集会に参加された方々だけでなく、参加されなかった方々にも、少しでもお役に立つ事が出来れば、幸いです。

2016（平成28）年3月 埼玉弁護士会副会長  
刑事弁護の充実に関する検討特別委員会  
委員長 長沼 正敏

## 報道被害と捜査方法の在り方を考えるシンポジウム 「松本サリン事件の犯人とされた私」

平成28年2月11日（木・祝）

午後1時	開場
午後1時30分	開演
	開会挨拶 埼玉弁護士会 会長 石河秀夫
午後1時40分	松本サリン事件全体像報告 埼玉弁護士会 副会長 長沼正敏
午後2時	パネルディスカッション 前半
	パネリスト
	えん罪被害者 河野義行氏
	埼玉弁護士会 永野貴行 会員（事件当時、読売新聞記者）
	埼玉弁護士会 副会長 長沼正敏
	コーディネーター
	埼玉弁護士会
	刑事弁護の充実に関する検討特別委員会委員 河野邦広
午後2時50分	休憩 アンケート集計
午後3時	パネルディスカッション 後半
	会場からの質問に回答
午後3時50分	「えん罪について考える」高校生作文コンクール表彰式
午後4時	閉会の挨拶 埼玉弁護士会 副会長 長沼正敏
午後4時10分	閉幕

司会 会場のみなさま。お忙しい中、そしてお休みのところ、本市民集会にお越しいただき誠にありがとうございます。これより埼玉弁護士会主催の市民集会「松本サリン事件の犯人とされた私」を始めさせていただきます。なお恐れ入りますが当市民集会においては、動画や写真の撮影、録音などは禁止とさせていただきます。記者の方で取材を希望され

る方はいらっしゃいましたら、別途申し出ていただきますようお願い申し上げます。また弁護士会では、憲法違反の安売法の適用に反対し、その廃止を強く求める署名を集めております。受付に署名用紙がございますので、皆様ご協力宜しくお願いいたします。それでは、まず、当会会長より、開会の挨拶をいただきます。石河秀夫会長、宜しく願いたします。

## 開会の挨拶

埼玉弁護士会会長 石河 秀夫

ただいまご紹介いただきました埼玉弁護士会の会長の石河でございます。今日はお休みの日です。司会のほうからもありましたように、絶好の行楽日和にもかかわらず、多数お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

本日の市民集会は、えん罪と報道被害をテーマに掲げておりますけれども、日本国憲法が、全部で何条あるかご存じの方はたくさんいらっしゃると思いますけれども、ここで答えを聞いてもしょうがないんですけど、補足を除くとですね99条しかないんですね。補足を入れても103条。その中で、刑事裁判に関係した規定が、10条あります。1割以上が刑事裁判に関係した基本的人権を規定しております。なぜ99条しかない憲法の中で、10条もの条文を割いているかといいますと、国家権力が、一番国民の基本的人権を侵害する明確な形が、刑事裁判だからであり、また歴史的にも民主主義を破壊する直接の方法がこの刑事裁判を通じて、国民の知る権利や表現の自由を制約してきた。こういう歴史的な事実を踏まえて、細かく、この刑事裁判の規定が、設けられたという経緯があります。

日本国憲法は、中学校の授業でよく言われますけど、三大原則がありまして、一つは国民主権、一つは基本的人権の尊



重、それからもう一つは、平和主義。この基本的人権の尊重の中に刑事裁判に関わる10条が規定されています。私達は、日本国憲法が、平和憲法であり、基本的人権の尊重を極めて厳しく規定している憲法であるということで、弁護士会全体として、日本国憲法の精神を持っていきたい。このように考えています。この日本国憲法の原則を踏み外すような、国家権力はやはり厳しく糾弾していかなくちゃいけない。

今回の安保法制に関しては、過去の内閣法制局長官や多くの憲法学者それと、すべての弁護士会が弁護士が立憲主義に違反したものと主張してきましたけれども、この日本国憲法の枠組みを踏み外す法律であるということで、運動しています。同じように、この刑事裁判におきましても、基本的人権を尊重しなけれ

ばいけないということで、私達は、国会や内閣に対して、様々な意見を申し述べております。例えば、特定秘密保護法、これも、基本的人権への侵害の武器になりかねない。それから、今計画されている共謀罪、これなども基本的人権への侵害の道具となりかねない。その他刑事訴訟法の改正案が予定されておりますけれども、それらの全て、基本的人権を侵害する可能性がある観点から私達は反対の意見を述べております。私達はなぜ悪い人を弁護するのかとよく聞かれますけれども、結局えん罪になる可能性は全てあるものですから、当然えん罪が発生しないようにする事が当然のことですけれども、実際に犯罪を犯した人でも、今申し述べたように、憲法が規定している人権の侵害に当たらないかということを常にチェックするのが弁護士の主な仕事だと考えています。えん罪ついて申し上げますと、ちょっと長くなりますけど、アメリカには陪審裁判というものがあります。陪審員を選ぶ際に弁護士は陪審員の考え方をチェックする質問をするコーナーがあります。有名な質問で、陪審員候補者に対して、「今被告人に起訴状が読み上げられました。あなたは、この被告人は有罪と思いますか、無罪と思いますか」という質問をします。多くの方は「分からない、それだけでは分からない」

と答えます。しかし、これは正解ではありません。正解は無罪です。有罪になるためには、有罪の証拠を立証しなくちゃいけない。有罪が立証されなければ全て無罪です。分からないというのは無罪です。現在の刑事裁判の実態を見ると、はたしてこれが、的確に運用されているか私達は大変疑問に思っております。また、報道も逮捕されれば真犯人扱いして、後にその人がえん罪で無罪だったという風にはあまり報道しない。勿論私達は安全で平和な日常生活を営む権利がありますけど、国家権力によって、国民が法に拘禁され不当な取り扱われるということが大変危険であるということを今日この場でみなさんと考えていきたいとこのように考えています。ちょっと長くなって申し訳ありませんけれども、私達はえん罪は現在もお生まれているし、生まれつつあるという認識の下にできるだけ報道機関の人達と協力しながら、市民の安全と、国民の基本的人権を守るというバランスの中で、やっていきたいとこのように考えております。

今日は遠路はるばる河野さんにも来ていただきまして、パネルディスカッションにも参加していただきます。みなさん最後まで、このえん罪と報道被害を考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

## 松本サリン事件全体像報告

**司会** 石河会長ありがとうございます。次に松本サリン事件のイメージを皆様を持っていただくため、日活株式会社制作映画「日本の黒い夏—冤罪」より、サリン噴霧のシーンをご覧ください。

… 映画シーン …

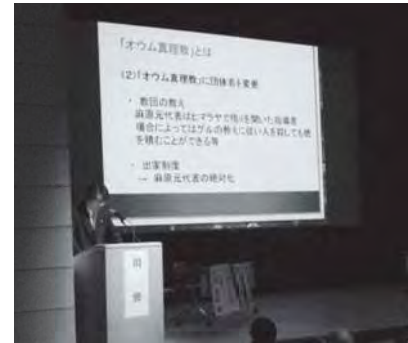
**司会** 続きまして埼玉弁護士会副会長の長沼正敏弁護士に松本サリン事件の全体像についてお話しいただきます。スクリーンの準備をいたしますので、しばらくお待ち下さい。

**長沼弁護士** ご紹介いただきました埼玉弁護士会副会長の長沼と申します。これから松本サリン事件の全体像についてご報告させていただきます。

松本サリン事件とは、オウム真理教信者ら7名によって、今から22年前になります。1994年6月27日長野県松本市内の住宅街において、サリンという毒ガスが散布され、7名の死者、4名の重傷者、その他多数の負傷者を出す大惨事となった事件です。ただ、松本サリン事件は既に20年以上前の事件であります。本日お越しの多くの方々も事件について記憶は薄れていると思われます。このため、この事件の犯人であるオウム真理教元代表や幹部らの刑事裁判判決に基づき、どのように事件が起きたのか、少しお話し

させていただきますと思います。

まず、松本サリン事件を起こしたオウム真理教とはどういう集団だったのでしょうか。オウム真理教は今から32年前1984年、麻原彰晃こと松本智津夫、現在死刑囚が始めたオウム神仙の会というヨガの団体に始まります。1985年には雑誌に空中浮遊等の超能力関する記事を掲載させ多数の入会者を集める団体になりました。しかし、次第に原始仏教やチベット仏教などの宗教色を増していきます。1986年夏頃には麻原元代表自身がヒマラヤで修業し最終解脱したと称するようになり、出家制度も作ります。出家した信者は家族との縁を絶ち、財産は会に寄付したうえ、修行のうえ共同生活するようになりました。また、場合によってはグルの指示に従い人を殺しても、殺された者を高い世界に導くことで功德を積むことができる。このように教えるようになりました。このグルとは解脱に導くことのできる宗教の指導者のことです。1987年1月のセミナーでは、麻原元代表は、「グルに言われたことをやることのできる状態、例えばそれが殺人でも含めてだ、これも功德に変わるんだよ。例えばグルが殺せというときは、例えば相手がもう死ぬ時期にきている。そして弟子に殺させることによって、その相手をポアさせる、一番いい時期に殺させる



わけだね」などと述べています。このポアとは意識を高い次元に移すという宗教用語ですが、このとき、人を殺すという意味でポアという言葉も使われました。この年の6月には麻原元代表はもう世の中の真理というものはないとの啓示を受けたと言って、団体名をオウム神仙の会からオウム真理教に変更し、自身をシヴァ大神とコンタクトできるグルであると称するようになりました。このように、信者の麻原元代表への強い帰依を求めるようになりました。

一方で、そのころから、それまで説いていた小乗つまり、個人の解脱に至る教えから大乘、他の人も救済し解脱に至る教えに教えの重点を移します。近い将来核戦争が起きる、オウム真理教により解脱した信者が世の中を救うなど、核戦争の恐怖やオウムによる人類救済を説くことで信徒を集めました。更に、1988年にはオウム真理教による理想郷つまり、衣食住、修行、医療、教育全て整ったオウムの村を作ることを目標に積極的な勧誘を行います。教団は出家信者100

から200名、在家信者3000から4000名、総本部を静岡県富士宮市に置き、東京、大阪、福岡、名古屋、札幌、ニューヨークに支部を設ける規模になり、その勢力を急速に伸ばすに至りました。

では、どうしてオウム真理教は松本サリン事件のような事件を起こすような団体になったのでありましょうか。1988年、修行中に錯乱した信者に水をかける等をしたところ、信者を死亡させてしまいます。しかし、このとき、警察に通報され布教活動が停滞してしまうことを恐れた麻原元代表は幹部信者らに命じて遺体を焼却させ、死亡の事実を隠蔽します。1989年2月にはこの死体遺棄を知っている信者が「教会から脱会する、麻原元代表を殺す」と言うようになったため、前の死体遺棄の件が発覚することをおそれ、麻原元代表は幹部信者に命じてこの信者を殺害します。この事件が教団ぐるみの初めての殺人でした。

このころオウム真理教の出家を強要する教団運営に対し社会的な批判も強まっていました。出家信者の家族などがオウム真理教被害者の会を設立していました。当時横浜弁護士会所属の坂本堤弁護士は被害者の会設立を支援し、盛んに教団を批判していました。これに対して、麻原元代表は信者らに命じて、坂本弁護士とその家族を1989年11月4日に殺害、死体を遺棄させました。このように、麻原元代表は積極的な教団拡大の裏で、妨げになる人物は殺害してでも排除するようになりました。これ以降、教団は密かに多くの殺人、殺人未遂事件を起こすよ

うになってまいります。

オウム真理教が殺人など違法な行為をするに至った経緯は以上のとおりですが、ではなぜ、オウム真理教はサリンを持っていたのでしょうか。サリンは第二次世界大戦の前の年 1938 年にドイツで開発された軍用毒ガスで、いわゆる化学兵器であります。サリンは呼吸だけでなく皮膚からも浸透し、神経に障害をもたらす、呼吸困難や痙攣などの症状を起します。致死量は体重 60 キログラムの人間で、0.6 グラム、1 立方メートルに 0.1 グラムのサリンが存在した場合 1 分間噴霧されると半数の人が死ぬ、毒性の強いガスでありました。ある軍事専門家によれば、「サリンのような神経ガスについて、小さな霧状の液が皮膚についただけで、呼吸困難になって死亡する。家に閉じこもって窓に目張りをして、ガスマスクを付けても、ガス攻撃を受けて生き残ればそれは幸運といふべき」と言っております。サリンは無防備な都市で使用されれば、大きな被害をもたらすガスであります。

では、オウム真理教はなぜ強力な兵器を持たなければならなかったのでしょうか。麻原元代表も初めから一般市民を巻き込む事件を考えていたわけではありません。しかし、1990 年の 2 月、教団の勢力を拡大しようと麻原元代表をはじめ教団幹部らが衆議院選挙に立候補しました。選挙の結果は全員落選でした。これが一つのきっかけになりました。麻原元代表は選挙の結果を受け現代人は生きながらにして悪業を積むから、ボツリヌス

菌を撒いてボアする、本来ならば神々がすることだが、神々がやると残すべき人々を残すことができないので我々がするなどと、自身で終末思想を実現するよう教団幹部に話すようになりました。また同時に教団幹部にボツリヌス菌の作成など教団の武装化を命じました。この時から教団武装化のため準備が始まりますが、兵器生産の多くは失敗しました。ただ、そのなかで、毒ガスのサリン、そして VX ガスなどの製造には成功してしまいました。

オウム真理教は、サリン製造のため上九一色村の教団施設に大規模なプラント、工場を作り、1993 年 11 月頃から大量にサリンを製造し始めました。そして、東京に 70 トンのサリンを散布し、国家権力を打倒、教祖が王になって支配する計画を立てるようになりました。オウム真理教がこのサリンを初めて使用したのは、対立団体の名誉会長を殺害しようとした時です。オウム真理教は独自に製作した車から名誉会長のいる建物にサリンを噴霧し殺害する予定でした。噴霧は 3 回行われましたが車のトラブル等でいずれも失敗しました。ただ、このとき車に乗っていた実行犯の一人が誤って毒ガスを吸引し瀕死の状態になり、製造したサリンの有毒性は確認できました。

このように、オウム真理教がサリンの散布方法を試行錯誤する中、松本サリン事件が計画されました。当時オウム真理教は長野県松本市に教団松本支部の建設を計画していましたが、地元住民や地主との間にトラブルを抱えていていま

た。事件の 2 年前 1992 年 1 月には地主が提起した裁判によって、長野地裁松本支部から、建設予定の敷地の一部について建築禁止の仮処分命令を受け、教団支部建設計画は縮小せざるを得なくなっていました。残りの土地を含め建築の禁止と土地明け渡しを求める裁判が起こされました。実は事件の一月後には、この裁判についても判決が下される予定ということでした。教団がこの裁判に負ければ教団支部建設は困難な状況になりました。このため麻原元代表は、教団施設建設に反対する住民や、教団に不利な判断をした裁判官にも不満がありました。麻原元代表は以前失敗した車の性能やサリンの殺傷力を確かめたいと考え、同時に裁判官や反対する住民を殺害しようとサリンの散布を計画したのです。この計画は 1994 年 5 月 20 日ころ麻原元代表から 4 名の教団幹部に指示され、その後、信者らにより、車の改造、風向き等を調べながら散布地点を下見するなどの入念な準備がされました。

そして、6 月 27 日午後 10 時 30 分頃、4 名の幹部信者らとその指示を受け集められた 3 名の信者ら 7 名の実行犯により、松本市内の裁判所宿舎の西方 30 メートルにある駐車場からサリンが散布され、周辺住民らが室内にいながら次々にサリン中毒に襲われていったのです。

このとき、サリンの撒かれた駐車場の隣に妻と 3 人の子供と住んでいた社員が本日お越しの河野義行さんです。河野さん家族 4 人もサリン中毒に倒れ、入院しました。河野さんご自身は一月で退

院することができましたが、奥さまはその後意識が戻らず、残念ながら事件から 14 年後の 2008 年に亡くなられました。冒頭で松本サリン事件の被害者が 7 人とお話ししましたが、奥さまを含めると被害者は 8 名です。それにも拘らず、河野さんが事件の第一通報者であることや、河野さんが農薬や化学薬品を自宅に所有していたことから、事件後、松本サリン事件の犯人ではないかと警察の捜査を受けました。そして、多くの報道機関からもあたかも河野さんが犯人であるかのような報道がなされてしまいました。

さて、事件当時、松本サリン事件の犯人がオウム真理教であるとは全くわかりませんでした。しかし事件の後オウム真理教は多数の犯罪を起こし、オウムの関与が疑われ水面下で捜査が進んでいた事件もありました。事件翌年の 1995 年 1 月にはオウム真理教の施設付近からサリンの残留物が検出されたことが報道されました。麻原元代表も自身に捜査の目が向いていると知ることになり、捜査かく乱のためにこの年の 3 月 20 日朝、麻原元代表の指示を受けた信者らが、出勤客で混雑する東京都内を走る地下鉄にサリンを撒きました。これが多くの死傷者負傷者を出す大惨事となった地下鉄サリン事件と呼ばれる事件であります。ただ警察の捜査は止められません。地下鉄サリン事件の 2 日後には警察の教団施設への強制捜査が行われ、その後の教団幹部が逮捕されたことで、地下鉄サリン事件をはじめとした教団の一連の犯行が明らかになりました。この捜査のなかで、松

本サリン事件の犯人も明らかになったのです。

司会 長沼弁護士ありがとうございます。皆様にも松本サリン事件の全体像を再認識していただけたかと思います。つづきまして、パネルディスカッションに移らせていただきます。まずパネラーの方、舞台上にご登場下さい。本日お越しいただいたパネラーの方の紹介をいたします。本日は松本サリン事件のえん罪被害者である河野義行さんにお越しいた

だきました。そして、元読売新聞記者であり、現在は埼玉弁護士会会員の永野貴行弁護士にもお越しいただいております。そして引き続き埼玉弁護士会副会長の長沼正敏弁護士にもパネリストを務めていただきます。また本パネルディスカッションのコーディネーターを務めていただきますのは、当会会員の河野邦広弁護士です。それではパネルディスカッションのスクリーンの準備もいたしますので、今暫く皆様お待ち下さい。

## 全体像レジメ

### 「オウム真理教」とは

- (1) 「オウム神仙」の会というヨガ団体が前身  
超能力がつくと宣伝→次第に宗教色を帯びる
- (2) 「オウム真理教」に団体名を変更
  - ・麻原元代表はヒマラヤで悟りを開いた指導者（グル）  
場合によってはグルの教えに従い人を殺しても徳を積むことができるなどの教え
  - ・出家制度 → 麻原元代表の絶対化
- (3) 教団の拡大
  - ・核戦争の恐怖
  - ・オウムによる救済
  - ・オウムによる理想郷の設立 → 信者数数の増加。各地に支部設立
- (4) 犯罪を起こすようになった経緯
  - ・信者の修行中の死亡事故の隠ぺい

- ・事故隠ぺいの事実を知っている信者の殺害
- ・坂本弁護士殺害事件 → 教団拡大のため次第にエスカレート

### なぜ「サリン」を持ったのか

- (1) 「サリン」とは
  - ・第二次大戦中にドイツで開発された化学（毒ガス）兵器
  - ・皮膚からも吸収される猛毒のガス
- (2) 教団の武装化
  - ・オウム真理教の国政進出の失敗
  - ・武装化して教団を拡大する方針に変更
  - ・サリンを撒いて国家を転覆する計画へ

### 松本サリン事件

- (1) 目的
  - ・サリン散布実験の必要性
  - ・教団施設建設の妨げになる住民・裁判官の排除
- (2) 計画の実行
  - ・麻原元代表の指示を受けた7名の実行犯により裁判所官舎付近の駐車場でサリンを散布
  - ・7名の死亡者、数百名の負傷者を出す大惨事
  - ・河野義行さん家族も事件の被害者



## 松本サリン事件時系列表

### ■ 1994年6月

6月27日	22:40	河野さんご家族、異変に気づく	
	23:09	河野さん宅より119番通報	
	23:14	救急車到着	病院へ
	22:30	消防局が松本署に通報	
	23:48	開智ハイツの住人から119番通報	
6月28日	0:05	松本レックスハイツの住人から119番通報	相次ぐ119番通報
	4:15	松本署が事件の第1報を発表	
	5:00	警察が河野さんを事情聴取	
	7:00	ニュース報道	捜査本部設置
	9:00	刑事が事情聴取を申し入れ河野さんはこれを断る	後日「不自然」と言われる
	10:00	上司見舞い等	
	11:00	刑事が長男、次女を事情聴取	薬品庫を見せる
	14:00	刑事が自宅から去る	
	18:00	自宅を搜索	被疑者不詳 殺人罪
	22:00	県警会見	「薬品数点を押収、被疑者不詳、殺人罪」
	6月29日	2:00	警察署長が訪問
朝刊報道		読売「住宅街の庭で薬物実験!？」	
		毎日「オレはもうダメだ」	
夕刊報道	信濃「娘に対し『大きいことになるので覚悟しておけ』直接関与ほめかす」		
	毎日「納戸に薬品二十数点」		
6月30日	朝刊報道	朝日「ガスゆっくり移動、シアン化カリウム」	
		毎日「事情聴取進まず」	
	夕刊報道	朝日「調査ミス」	
		毎日「効き目がなかったため、自分で薬品の調査をした」	

### ■ 1994年7月～12月

7月01日	河野さん永田弁護士と面会	
7月02日	永田弁護士に依頼	
7月03日	捜査本部、原因物質をサリンと推定	
7月15日	読売新聞報道	「事件直後、関係者に対し薬剤使用ほめかす」
7月29日	刑事「退院したら警察署に来て欲しい」	
7月30日	河野さん退院後、警察での取り調べ	ポリグラフ
7月31日	産経新聞報道	「『30人から40人ぐらいの人間を殺せる薬持っている』スナックで話す。タクシーでも」産経
	警察で取り調べ	「姿勢を正せ」「お前が犯人だ」「正直に言ったらどうだ」
8月01日	事情聴取には応じない方針固める	
8月06日	テレビ朝日が取材	
8月12日	日本テレビが庭を撮影	
8月19日	TBSが取材、撮影	
8月21日	フジテレビが取材	
9月03日	NHKが取材	
9月06日	信越放送が特別番組	
9月10日	読売新聞が取材	
9月27日	読売新聞が特集記事	「だれが、なぜ…晴れぬ”ナゾの霧”河野さん一問一答」
9月30日	読売新聞が取材	
10月18日	中日新聞が取材	
10月31日	自宅警備打ち切り	
11月18日	毎日新聞が取材	
11月26日	信濃毎日新聞が河野さんに取材要請	河野さん、取材を断る
12月02日	共同通信が取材	
12月13日	朝日新聞が取材	

## ■ 1995年1月～6月

1月1日	読売新聞スクープ記事	「サリン残留物を検出」上九一色村
2月6日	河野さん記者会見「社会復帰めど」	
2月16日	信濃毎日新聞が河野さん宅訪問	
3月3日	河野さん、日弁連に人権救済申立	
3月20日	地下鉄サリン事件 河野さん、地裁に提訴	
4月20日	河野さん、朝日新聞と合意書作成	
5月11日	河野さん、読売新聞と合意書作成	
5月16日	麻原彰見こと松本智津夫氏逮捕	
5月27日	産経新聞が謝罪記事	
5月30日	河野さん、中日新聞と合意書作成	永田弁護士、 テレビ各局に照会書送付
5月31日	河野さん、毎日新聞と合意書作成	
6月01日	捜査当局が松本サリン事件を オウム真理教の犯行と断定	
6月02日	信濃毎日新聞が謝罪記事 日本テレビが謝罪放送	
6月05日	NHKが謝罪放送	
6月06日	TBS、フジテレビ、テレビ朝日が謝罪放送	
6月11日	河野さん、長野県警警部及び 松本警察署長と面会	警察が河野さんに 「遺憾の意」を伝える
6月12日	テレビ東京が謝罪放送 松本サリン事件合同捜査本部設置	警察が河野さんへの謝罪について 否定
6月13日	日本経済新聞が謝罪記事	
6月19日	河野さん、野中広務国家公安委員長と面会	野中氏が河野さんに「心から申し 訳なくお詫びしたい」と述べる
6月27日	県警本部長が河野さんに謝罪	長野県議会の答弁において

## パネルディスカッション

**河野弁護士** それでは早速ですが、パネルディスカッションのほうに入らせていただきたいと思います。それではスクリーンのほうをお願いいたします。

今回のパネルディスカッションは3つのチャプターに分けて進めます。1つ目は「えん罪報道と警察の不当捜査」、赤文字の所ですね。2つ目は「松本サリン事件の教訓」、3つ目は「現代社会における新たな問題」の3つという編成になっています。更に1つ目のパートにつきましては、時系列で事件発生から河野さんが事件対象から外されるまで、これを4つの時期に分けて進めたいと思います。第1期は事件発生直後から退院まで、第2期が河野さん退院から上九一色村報道まで、第3期が、上九一色村報道から、地下鉄サリン事件まで、第4期が地下鉄サリン事件後、となっています。

それでは早速、第一パート「えん罪報道と警察の不当捜査」から入りたいと思います。

このパートの第1期として、松本サリン事件が発生したときから、河野さんが退院されるまでの、その日までについてお聞きしたいと思います。事件が発生したのが1994年6月27日午後10時40分頃、ですが、発生した際の様子について、河野さんにお話ししていただきたいと思っています。こちらの図ですが、まず河野さ



んにお聞きしますが、この図面は河野さんが当時、お住まいだったお家の間取りと間違いはありませんでしょうか

**河野さん** はい、一階部分は大体こんなものです。これに二階があるんですけども。

**河野弁護士** 当時、事件発生、要は異変に気付いたのはどういったものだったんでしょうか。

**河野さん** はい、夜ですね、11時ちょっと前なんですけれども、この犬小屋ですね、こちらのほうから、カタカタ音がしたんですね。私は外に出ますと、この辺に犬が1匹死んでいて、この辺に2匹飼っていたんですけど、犬が口から白い泡吹きながら痙攣して、そういうのを見つけた訳ですね。で、2匹の犬がこういう状態だったものですから、私は誰かがですね、うるさい犬だということ

で、食べ物に毒でも入れて投げ込まれたかな、丁度ここが境界線になりますので、外から投げ込まれたかなと思ったんですね。当時この座敷ですね、ここに妻といたわけです。外から妻に今回の事というのは警察に通報したほうがいいんじゃないのっていう声を掛けたくはなすけれども、返事が無かった。で、犬はもうとても助からないという状況でしたので、犬をこの辺に横たえて、玄関から入って行くわけですね。そしたら、今度は妻が、その座敷で倒れておまして、犬と同じように口から白い泡を吹いて、激しく痙攣を起こしている。ま、そういう状況です。で、この母屋にいたのは、私と妻と長女です。結果的に母屋にいたから、3人が重症という形ですね。あと、長男と次女は家のこっちの方になるんですけど、離れがありまして、離れにいたもんですから、割と軽かったんですが、いずれにしても、妻が倒れてたもんですから、直ぐ救急通報するわけですね。そして、簡単な救急措置をしている間に私も身体がおかしくなって、病院に運ばれた。まずはそんなところから始まりました。

**河野弁護士** はい、ありがとうございます。後の検証でその時のサリン、後から考えればサリンだったんですが、ガスが流れた状態っていうのはどういう風に検証されたんでしょうか。

**河野さん** そうですね。丁度ですね、事件のあった翌日ですが、この家からこの辺ですね、この辺の植物が帯状に枯れた



んですね。それでこれはおかしいぞ、何かそういうガスみたいな物が流れたんじゃないかという話がまずありまして、それにしても犬が何で先に異常を起こして死ぬのかっていうようなことで、これをやはり学者の検証の中で、丁度この家の縁の下が通風口があるんですね。ですからサリンが、ここを流れて、縁の下を通過して通風口に出て、ここでまず先に犬が死んで、そしてじわじわ家の中に入ってきて家族が被害を受けた。そんな状況だと思います。

**河野弁護士** はい、ありがとうございます。こういった事件の様子は、映画「日本の黒い夏」でも描かれています。スクリーンをお願いします。例えばこちら先程もありましたがガスを吸ってしまった方が倒れるシーンです。こちらは倒れた方が搬送されたシーン映像ですね。次お願いします。こちらは枯れた庭の木なんですが、この木は河野さんのお宅の実際の木なんですか。

しょうか。

**河野さん** この写真は、私の友人が撮った写真で、正に事件当時のそのままの写真です。この辺茶色くなってるのは、松の木なんですね。ですから草が帯状に枯れてなおかつ徐々にですけれども松の木が茶色になっていく、そんな状況だったんですね。

**河野弁護士** はい、それは上の方が、あ、ちょっと戻って下さい。これは上の方の葉っぱが枯れているんですが、例えば池からガスが例えば出た場合は、こういう状態にはならないんでしょうか。

**河野さん** そうですね。ガスの発生源っていうのが転々としておましてですね、当初は私の自宅がガスの発生源という話になりまして、次にこの木の下が池になっております。池が発生源という風になりまして、その次には隣にもう一つ池があるんですけど、隣の池が発生源そして最後は隣の駐車場という風にガスの発生源が転々と変わっているんですね。

その中で、私の家から、家の池からガスが出たっていうことであれば、下の葉っぱが枯れなきゃいけないのに、上の方が枯れてるっていうことで、凄く違和感を感じたそんな思いがありますですね。

**河野弁護士** はいありがとうございます。次の画像をお願いします。こちら池と草がありますけど、こちらはどこの池で

**河野さん** これが隣の池になりまして、このときには、テレビ映像でよく出るんですけど、この辺にザリガニがこう死んでおまして、竹藪みたいになっているんですけども、この辺りで鳩とか雀とかがバタバタ落ちていた。こんな状況でした。

**河野弁護士** ありがとうございます。こういった大変な事件だった訳ですが、河野さんに事件直後のご家族の体調について伺いたいと思います。

まず入院されたのは河野さんと奥さまと娘さん2人の4名ということでしょうか。

**河野さん** 入院したのは3名ですね。事件当夜入院したのが3名です。私と妻と長女、母屋にいました。その後、離れにいた次女ですけれども、事件が起こって、お母さんが大変だということで、母屋の部屋に入った時にちょっとガスを吸って、後に入院ですからトータルは4名ですね。

**河野弁護士** その入院された方々の当時の状況状態っていうのをご説明いただければと思います。

**河野さん** そうですね。まず一番重かったのは妻で、妻はもう救急隊員がきたときには心肺停止、そんな状態でした。私は、救急車がくるまでに、妻の簡単な救

急措置をしてたわけだね、気道確保したりとか、衣服を緩めたりとか、そんなことをしている間に私に起こった症状というのは視覚の異常です。とにかく部屋の暗が暗く見える。そういう状態です。これは後に原因がわかりまして、縮瞳という現象。瞳が小さく縮むという現象が起こっていたから暗く見えたとというのが後から分かる訳ですね。

でその他には、気持ちが悪くて吐いたりとかですね、それから幻聴幻覚こういう物も出てるそういう状況です。母屋にいた3人は重症ということ、離れにいた次女は割と軽かったんですけどね。そんな状況で4人が入院して、症状としてはそんな症状が出たということです。

**河野弁護士** ありがとうございます。続きまして入院中の警察の対応について伺いたいと思います。

河野さんが入院中警察はいつ頃どのようにして、接してきたのでしょうか。

**河野さん** 事件の翌日からまず夜に病室に警察署長がきて、第一声がですね「何があったんですか」「本当の事を言って下さい」こういう言葉だったわけですね。凄く違和感がありました。少なくとも自分がこんな目にあって、入院しているのに「お体どうですか」という言葉が無かったんですね。

そしてその日からですね、警察官が一応当時の説明ではマスコミ対応ということですね、病室に警察が24時間張り付く、8時間交替の3人の警官が交替で

ですね、私の病室に入っているというような状況で、何か普通であれば違和感を感じるんですけども家族が大勢入院しちゃって見る人もいなかったものですから、警察が色々親切にですね、入院中は水を持ってきてくれたりとかしてましたので、逆に心強かったんですが、実は警察が病室に張り付いた理由っていうのが、10年後に分かる訳ですが、これは、自殺防止と逃亡防止であったと後からそういう話を聞きました。

**河野弁護士** 警察との入院中のやりとりですが、特に覚えていることはありますか。

**河野さん** 私は初めはベッドで、担当刑事さんと事情聴取という形で話をし、少し回復したときは病院の会議室を借りまして、延べ13回位の事情聴取に応じてるんですね。

そこで聞く内容というのは事件に関して一切触れてこないんです。例えば自分はどのような学校を出て、どのような大学へ行っていて、その志望の動機は何であるとかですね、どんなお仕事をやったとか、その時どんな仲間がいたとかですね、事件に関係ないことばっか聞いてくるから、何だろうなっていうような、ちょっと不思議な感じだったんですね。

**河野弁護士** ありがとうございます。松本サリン事件発生時の様子を今までお話を伺いましたが、ここで一旦視点をマスコミの方に移したいと思います。

まず松本サリン事件が発生した直後の新聞記事を見てみましょう。スクリーンをお願いします。「有毒ガス7人死ぬ」読売新聞ですね。「有機リン系農薬か」原因物質を農薬とっています。予想ですけど推測として書いてあります。次お願いします。「住宅街の庭で薬物実験」これも推測ですが、庭で薬物が使われたんではないかという報道になります。下の方に「夫婦共に重症」これが河野さんご夫婦かと思われまます。次をお願いします、「俺はもうだめだ」これが河野さんの台詞として報道されています。

河野さんに伺いたいんですが、「俺はもうだめだ」という発言は実際されたのでしょうか。

**河野さん** これも実際の言葉とは違っておりますね、妻が異常を起こして、インターフォンで離れにいる長男と次女を呼んだ訳ですね、そういう中で自分も動けなくなって玄関に座り込んでいたらですね、長男が離れから入って、玄関に入ってきたんです。この時には恐らく自分も死ぬかもしれないなという思いがあったわけですね、ですから私はこの時に長男の手を握って、「だめかもしれない」つまり自分は死んでしまうかも知れないという発言ですね。もしそうなった時には後のことは頼むぞとそういう言葉を出しているんです。それがいつのまにか新聞ではですね、「俺はもうだめだ」という言葉に変わって行くんですね。

で、実際この記事を読みますと、私が玄関にいると長女が駆け寄ってきて「俺

はもうだめだ」「大きい事になるから覚悟しておけ」というような話になっているんです。本当にこちらとしてはとんでもない記事なんですね。

**河野弁護士** 事実が歪曲されて報道されているということだと思われまますが、次お願いします。「納戸に薬品二十数点以前から収集か」こちら大きく報じられております。

このように報じられたんですが、それではここで新聞記者でいらっちゃった永野弁護士に伺いたいんですが、松本サリン事件が発生したとき、読売新聞の松本支局にいらっちゃったということですね。

**永野弁護士** そうですね。私は当時読売新聞の3年目の記者として松本支局にいました。

**河野弁護士** この松本サリン事件が発生した直後松本支局ではどのような動きがあったのでしょうか。

**永野弁護士** 直後はですね、当日は松本支局の飲み会がありましてね、街で飲んで、結構それなりに飲んでですね、終わって帰ってきて支局の中でまた若手とね、僕も若かったんですけどね、僕よりもっと下もいましたんでね、支局には大体ビールが常備されてますのでね、そこでまたグダグダグダグダと、お酒を飲んでいたわけですね。そしたら長野支局の方から連絡がありましてね、確か1時半位

だったんですけども、松本の方でガスの中毒があって、何人か運ばれているらしいよという連絡があったんです。これは長野支局の方には宿直の記者が夜もずっと泊まっているんですけどね。大きな事件があると、そういう連絡が回ってくるもんですから。それで飲んでたんですけども、僕の後輩の記者が一応現場に行っ、写真だけでも撮りに行ってきますっていうんで、現場に行っただけです。支局から現場っていうのは歩いて10分から15分くらいですかね、そんな遠くないんですよ。それで、直ぐ記者が行って、現場で取材をしてたんですね。そしたら直ぐ折り返し電話が掛かってきましたね、ガス中毒ではないと、で、現場にもうガス会社の人が来てましてですね、取材したところガス会社の方がこれはガス中毒じゃないと言っていると。それから被害の集中した集合住宅がいくつかあるんですけど、その内の一つが完全に電化されているところだったんですね、そもそもガスも無いと。窓の開いている部屋に被害が集中しているということで、これは何かしたら、ひょっとしたら、良く分からない原因で現場がもう大混乱している。そんな連絡が入ってきた訳です。

そうこうしているうちに長野支局から、また連絡があって、死者が複数出ているということになりまして、私も一気に酔いが醒めて、それからもう何て言うんでしょうね、大変な騒ぎになっていったと。こんな感じでございます。

**河野弁護士** 事件発生直後は河野さんは



取材の対象にはなっていなかったんですね。

**永野弁護士** それはもちろん河野さんは翌日になって被害者の身元をですね、僕らも取材するわけですけども、あくまでも被害者の一人という扱いでありましたし、当時は誰もが事故だと思っていたんですね。ガス中毒ではないにしても、これは何かの事故だろうということで、色々な話がありましてね、工場の廃液が流れてきたんじゃないとか、松本には昔旧日本陸軍の松本連隊というのがありまして、現場の近くにその官舎があったっていう、本当かどうか分かんないんですけど、松本連隊に詳しいっていう人が現場に来ていて、結構な年のおじいちゃんが来て、わしはよく知っていると、この辺に官舎があったんじゃないかな事を言っていて、終戦間際に毒ガス兵器を埋めたんじゃないとか、話をして、そこで皆記者が囲んで取材したりなんかしてね。そんなこともありましたし、近くに

川が流れてまして、そこに農薬が間違っ流れ込んだんじゃないか。それで川に魚が浮いてるなんて話もありましてね、私もその近くの川まで行って川沿いをずっと歩いたりね。そのような取材をしておりましたので、そんな感じで、全く事故だという風に思っていました。

**河野弁護士** そういった状況から河野さんに疑惑の目が向けられたきっかけは何でしょうか。

**永野弁護士** それは、翌日の夜ですね、長野県警が河野さんのご自宅に被疑者不詳の殺人容疑で家宅捜索に入った訳です。これで一気に見方が変わったわけですね。

まず殺人容疑っていう名目での家宅捜索だったので、殺人ですから、事件ではなくて、事故なんだからということで、当時私は信州大学の医学部の法医学教室で、取材をしてたんですね、そこで亡くなった方の司法解剖をしているっていうんで、お医者さんに取材をしようと思って待機していたんですけども、夜9時くらいにポケベルが鳴って、大至急戻ってこいと、殺人容疑の家宅捜索が入ったということを聞いて、もの凄く僕自身びっくりして、支局に戻ったのをよく覚えています。

**河野弁護士** この時確か県警の会見では殺人罪の被疑事実ということで、被疑者不詳だったんですが、マスコミの報道は大体農薬の調合ミスといった風潮だった

んですが、こういった殺人と調合ミスだと、故意と過失で全く違う訳ですけども、こういった齟齬が生じてしまった原因とか、齟齬に気付かずに報道されてしまった理由について永野弁護士はどういう風にお考えでしょうか。

**永野弁護士** 調合ミスと殺人ってちょっと違っていて確かに仰るとおり。家宅捜索に入った場所が河野さんっていう個人宅な訳ですよ。で、被疑者不詳っていうのは疑わしい人が誰だか分からないということなんですけど、疑わしい人が誰だか分かんないけど、特定の個人の家に入っているわけですよ。そこがガスの発生源っていうのは客観的にみても明らかだったわけですよ。つまりその、敷地か、敷地外かはともかくね、さっき写真で見ていただいたように、木も枯れていましたんで翌日になると、素人が見てもこの辺をこうガスが流れたんだろうなっていうのが見れば分かる訳ですね。で、家宅捜索に入ったら色々な薬品が出てきたと、その中には青酸化合物のような物が実際にあった訳ですよ。まあ使われた形跡は無かったわけですけど。そういうのって普通の家には無いわけですよ。第一通報者で河野さんはあるわけで、これはその警察は逮捕はしていないから、被疑者不詳なんだけれども、河野さんを狙っているだろうと、犯人は河野さんなんだろうとあまり深く考えずにワッと行ってしまったっていうところはあると思います。

**河野弁護士** このように犯人が河野さん

であるかのような報道が始まってしまった訳ですが、河野さんが初めて報道に触れたときのことについて伺って行きます。河野さんが報道に触れた時期はいつ頃でしょうか。

**河野さん** 事件発生後10日位経ってから。というのはですね、私は警察の事情聴取が終わるまではですね、自分の体験と外部情報を混ぜたくなかった。つまり新聞とかテレビを仮に見たときに、その情報が自分の体験なのかどうなのかはかき捨てて、純粋に体験として残しておきたかったということで10日後なんですね。

10日後に次女が、次女の友達から貰った新聞の切り抜きをスクラップブックにして持って来たんですね。それをみて、びっくりするわけです。とんでもないことが書いてあるということで、その記事が捜査筋の情報によるとみたいな形だったものですから、警察に噛みつくわけですね、捜査本部はこういう事言ったのかと尋ねると、2時間ぐらいちょっと調べてきますって言って病室から出て行き、2時間ぐらい経ってから警察は一切そういうことは言っていない。もし河野さんが信用できないっていうなら警察は会見の内容を全て議事録で残しているから、議事録を見たらええ納得していただけますよと、こういう話だったんです。ですから、当初は悪いのはマスコミなんだみたいなそういう思いが非常に強かったですね。

**河野弁護士** ありがとうございます。河野さんが報道に初めて触れた10日前後の記事をここで見てみたいと思います。スクリーンをお願いします。「ナチが開発毒ガスサリン」この段階で毒ガスサリンが原因だということは分かっていたみたいです。「市民に大きな衝撃」と書いてあります。次お願いします。7月15日「薬剤使用ほのめかす」こういった報道がされました。河野さんこの実際薬剤使用をほのめかしたことはあったのでしょうか。

**河野さん** 全くないです。それは。

**河野弁護士** ありがとうございます。このように原因物質がサリンと特定されている一方で河野さんがガスを発生させたかのような報道が続いてしまったという状態でした。河野さんの方でここで、特に印象に残っている報道がございましたら、どういった新聞社のどういった報道をお願いします。

**河野さん** 先程言ったように初めて見た記事ですね、それは中日新聞の記事だったわけですが、その中でですね、私と妻がですね、警察に行つて事情聴取に行つて途中で「薬品を混ぜていたら白い煙がぱっと上がった」と供述したという記事があるわけですね。少なくとも妻は事件発生同時で心肺停止、そしてずっと意識不明。そういう状況の中、記事によると妻は警察に事情聴取に行つているといふので、もう無茶苦茶な記事だなと思いました。

それから、もう一点です。先程「薬剤使用ほのめかす」という記事が、これ読売新聞なんですがありまして、「退院待ち、近く聴取へ」ってありますね。松本サリン事件発生当初は、社員が薬品の調合を間違えて毒ガスを発生したという風にふんでたわけですね。そういう中で、7月の3日です。警察がサリンと推定する物質を分析したと。つまりこれで世の中の流れが変わったんです。初めは社員が調合を間違えたんだという所からですね、毒ガス兵器という話になりますので、社員がそんな物ができるわけがないだろうという流れになったわけです。

そんな中で私は7月の15日頃退院という話がありました。そうしますとですね、社員ではないんじゃないかという流れになったときに、退院した場合、警察はそんな手荒な事情聴取とか取り調べはできない環境になったわけですね。それをこの記事によってなんだやっぱり会社員だったのかと疑惑を元に戻す為の記事っていうことで、当時は私はこの記事が一番悪質だと思っています。ですからこの2点が特別印象に残っています。

**河野弁護士** 事件発生から10日前後っていう時期は河野さんが弁護士に依頼した時期でもあります。この弁護士に依頼をしようと思ったきっかけは何だったのでしょうか。

**河野さん** これはですね、事件が6月27日に起こって、29日の日です。お付

き合いしている牧師さんの奥さんからですね、今回の出来事は警察は河野さんの重過失致死で片付けようとしている。弁護士を頼んだほうが良いんじゃないかという手紙が届いております。その時は何で重過失致死、冗談じゃないということで、受け流したんですね。そしたら今度は夕方長男が、血相を変えて病室に入ってきて、「お父さん、テレビでお父さんの事を殺人者扱いしているよ」そして、「僕はその番組を録画した」、こう言ったんですね。私は自分のことを殺人者扱いということで、反応するわけです。そんなテレビ局に対しては許さないと訴訟を起こそうと考えたんですね。録画があるということは証拠があるということですから。

それで、長男に私の友人の所に行つて誰か弁護士を紹介してもらつてこいと指示をしました。それがきっかけになるわけですが、私の代理人を受けてくれた弁護士さんは初めから刑事弁護を考えていたんですね。こちらは民事訴訟の為の依頼ですから、入院中は弁護士さんとは意見がかみ合わない。そういう状態でした。

**河野弁護士** まとめますと、河野さんは不法行為に基づく損害賠償請求、まあ名誉毀損とかそういったことかと思うんですけど、そういった民事訴訟の関係で永田弁護士をお願いしようとした。それに対して永田弁護士は刑事弁護のつもりでお話を聞いていたということでしょうか。最初はそういうことだったのでしょうか。

**河野さん** 永田弁護士がですね、僕に弁護を依頼するんであればこれに名前を書いてくれということで弁護士の選任用紙を持ってきたわけです。それで、弁護士をお願いするときはそういうものを出すものなのかなと。知識が無いものですからね、そういう風に思って名前を書いたわけですが、弁護士の選任届けというのは、刑事弁護の手続きの第一歩っていうのを後で知りまして、ああ永田さんは初めから刑事弁護で考えてたんかっていうことで、そういうことが分かるわけです。

**河野弁護士** ありがとうございます。先程名誉毀損等で民事訴訟を起こすということが出たんですけど、報道では実名が出てしまって、嫌がらせとかあったかと思うんですが、印象に残っている嫌がらせというのはありましたでしょうか。

**河野さん** 例えば警察が記者会見で私の実名を公表したわけなんですけど、その翌日から手紙、特に脅迫の手紙がとか嫌がらせの電話というのが、もの凄く入ってくるわけですね。それで、マスコミは言ってみれば、強制捜査の後は匿名に変えた新聞社も随分あるわけです。人権に配慮して匿名報道したって書いてあるんですけど、実は記者会見の翌日ですね、「開知ハイツ西隣会社員 44 歳 毆」で手紙が届いちゃってるわけですね。だから匿名で人権配慮っていったって、それは言い訳に過ぎないなってそんな感じですね。

それからもう無言電話が1日に50件、60件ずっと続いていく。それから退院後には、夜中の2時頃とか3時頃とかにも電話が入っています。報道を信じてしまった人達からの言ってみれば社会的な制裁ですね、これに随分苦しみました。

**河野弁護士** ありがとうございます。そういった嫌がらせとか手紙とか送られたり、そういった方々が誤った報道内容を真実だと受けとめているのかと思われるんですが、報道が鵜呑みにされるそういった現象が起こってしまうことについて、河野さんはどのようにお考えですか。

**河野さん** 多くの人がですね、報道に疑いを持つことをしないじゃないですか。例えばこれが事実だってテレビで言っていたとか、新聞に書いてあったんだから事実なんだっていうような言い方する人もいるわけですね。だから逆に言えば信頼されているから裏目に出ちゃったってところはあるんじゃないかと思うんですが。

あまりその新聞が間違うとか、テレビが間違うとか、それも大幅に間違うとか皆さん考えていないと思うんですね。

**河野弁護士** 河野さんからそういったお話いただきましたが、当時報道する側であった永野弁護士は報道内容、そういった誤ったものが流れて、鵜呑みにされてしまうとそういったことについて取材を行っていらっしやった側として、どのような意見分析がございますでしょうか。

**永野弁護士** 河野さんから非常に悪質だと言われた記事を書いた支社にいたもんですから、私もその現場にいたもんですから私も非常に話しぶりところはありますけれども、当時とはとにかくサリンだっただけ分かった後も、僕らはまあはっきり言ってね、隣に居て大変申し訳ないんですけど、河野さんが犯人だとやっぱり思っていました。

で、捜査もそういう流れで、行われていたわけなんです。後から考えれば荒唐無稽ではあるんだけど、ガスの発生元であって、青酸化合物みたいな物が出てくる。同じ家にいて奥さんだけが突出して症状が重いと。それから、救急に乗り込む前に調合を間違えたと言ったとかね、後は覚悟しとけとか、後は頼んだとか、そんなことを言ったっていう話があり、その後河野さんが入院しているときにですね、ご長男がいらっしやるわけなんですけど、ご長男が来て、これで幸せになれるねみたいなことを言ったみたいなね、実際は違う会話なんですけども、そういうような情報があってですね、要するに河野さんが奥さんを狙ってたんじゃないかと、いうような見立てがあったわけです。

当初農薬だとか、除草剤の調合を間違えたという報道があって、これは過失ですけれどもね。大体夜の10時半とか夜中にですね社員が、あれ確か平日だったと思うんですけど、平日にね庭先で農薬を調合するなんてあんまり考えられないと思うんですよ。それが例え農薬だろうが除草剤だろうが。一報はそう書いてある

んですが、なぜその一報がそうなったかっていうと、さっきその河野さんが仰った、被害者の方皆共通して腫が縮まる縮腫っていう症状がある。これは有機リン系の薬剤で生じる典型的な症状だと。有機リン系っていうと農薬だっということ、結構発生当初から治療に当たっていたお医者さんからもこれは農薬系だという話があったんですね。だから調合を間違えたんじゃないかという話になったんだけど、それは単なる農薬の調合ミスじゃなくて、なんでそんな夜中に農薬を調合したのかっていうと、それは、奥さんを狙ったんじゃないかっていうのを捜査もね、全てじゃないけどそういう見立てがあり、我々も正直そんな風に考えていたわけです。

そうすると断片的に出てくる情報が辻褃が合うんですよ。奥さんだけがとにかく症状が重いでしょ。で、ガス作った本人だから一番最初に通報する。事情を知ってる長男はガスを吸わないで済んだ。で、河野さんが、救急車に運ばれるときに、覚悟しとけとか、後は頼んだって言ったのは息子さんに色んな証拠を隠滅しておけと指示したんだと。それで河野さんが入院して、息子さんがやってきてこれで幸せになれるねって言って、いうような状況だということで、だからこそ息子さんも結構厳しい取り調べをね受けている訳なんですけども、そういう流れじゃないかっていう話になっていたわけです。

僕も弁護士でありながらおかしいけど、さっき弁護士つけたってお話があっ

て、普通の会社員がいきなり弁護士を付けたっていうのもあやしいって風には僕らは思っていたわけ。民事訴訟の為とは思ってませんから。全部事前に準備してたんじゃないかと。河野さんが非常に冷静に対応されているというも聞いてたので、かなり変わった人だと、知的能力も高くて。そうとう周到に準備してただけでも、ちょっと農薬だか除草剤だかそだけ間違えちゃった。そんな事件なんじゃないかって思っていたわけです。隣でこういう風に言って大変申し訳ないんですが、もう本当に申し訳ないんですけど、そう思っていましたよ。

で、さっき7月15日に「ほめめかす」っていうね報道があって、これ非常に悪質だっていうことで、僕は永田弁護士からかなり言われましたけども、この頃はまだ入院されてらっしゃった時ですよ。僕らマスコミのこの時の一番の関心事はですね、いつ逮捕されるかっていうことだったんですね。それをXデーと呼んでたわけです。で、僕は警察担当、まあ察回りっていうんですけど、察回りによって逮捕原稿を書くっていうのは最高の勝負所なわけですよ。それは外にいる人には全くどうでもいいことなんですけども、逮捕するならいつかは逮捕するわけだから、逮捕したとき書きゃいいって済むんですけど、取材の最前線でスクープ合戦をやってる記者にとっては今日逮捕へとかね、今日にも令状請求へっていうのをさっと書くのがですね、ここで抜ければ最高の栄誉なんですよ。もうこれだけでいいわけです。予定稿といっても

日付全部空けて書いてあるんです今日にも逮捕へって。それで取材をして感触をとって、それを書けるかどうかで命を賭けて一番ピリピリしていた時期なんですよ。

で、この7月15日の時点でさっき河野さんが仰った様にサリンだというのが分かって、当初農薬調合説から大分風向きが変わってきたんだけど、農薬調合のめかしたっていうのは他社は書いてただけでも読売は書いてなかったんですね。で、そろそろXデーも近いのに色々な情報で出遅れているっていうね、何かそういう焦りも正直ありました。そういうこともあって、何も警察から意図的にリークされてあの記事が出た訳じゃないんです。あれは後で検証したら、むしろこっちの報道する記者側がですね、勇み足で、非常に捜査本部のかなり下の方の人から最初の情報をあげてきて、捜査本部のかなり上の方に確認を取りに行っただけでも、確認が取れなくて、ほめめかすなんて、そのことについてはノーコメントとか、そんな話は聞いてないって捜査幹部が言っていて、朝刊には見送りになったんだけれども、社の上の方から早く裏を取れて言われて、何ていうか中間位のクラスの人にね、裏を取りに行ったらまあ大丈夫だって言われて書いてしまったというのが実際の所ですね。事実をこう冷静に書いて行くっていうのは、もうとにかく捕まるのは目に見えているんだから、どうせ犯人なんだし、多少裏取りが怪しくてもとにかく今のうちに書けみたいなそんな空気はあったの



かなと、率直に思います。以上です。

**河野弁護士** ありがとうございます。そういった報道等があった後にですね、1994年7月30日に河野さんが退院されます。

ここから翌年1月1日の上九一色村報道までを第2期といたします。

まず河野さんは退院、ご会見を開かれています。この会見の様子が書かれた記事を見て見ましょう。スクリーンをお願いします。「サリン知らなかった」写っているのが河野さんと弁護士ですね。次お願いします。これは映画ですね。映画でも描かれています。河野さん役が左で右が弁護士役ですね。次お願いします。その直後ですね。河野さんが会見を開いた後警察で取り調べを受けるんですが、警察に行くまで、バイクで追いかけられたりといった。過熱報道といったのがありました。次お願いします。これが取り調べのシーンですね。無機質な感じの部屋で複数の取調官というか警察官に囲まれています。これは映画ですけども、警察署から出る

ところやはり報道機関の方に囲まれもみくちゃにされ、そういった加熱報道があった事を示す写真です。

ここで取り調べの映像が出ましたところで実際の取り調べについて伺いたいと思います。まず河野さんにお聞きしたいんですが、警察の取り調べの印象はどういったものでしたでしょうか。

**河野さん** 体が良くなって退院したんじゃないって、言ってみれば世間の噂で、あの病院は犯人を匿ってんだっていう噂が広がっちゃって病院がかばいきれなくなって退院したんですね。ですから退院時っていうのはもの凄く体調が悪いです。熱もあるし下痢もしてるし、頭痛もする。そういう中で医師が診断書を書いてくれています。「警察の事情聴取は2時間が限度ですよ」そういう内容の診断書を持って任意の事情聴取に出かけたわけですね。

まず警察に行ったら最初にポリグラフの承諾書にサインして欲しいと言われるわけですね。警察でいうポリグラフ、まあ嘘発見器のことです。

**河野弁護士** ちょっとここですみません。ポリグラフの説明を長沼弁護士お願いします。

**長沼弁護士** 今河野さんが仰られたようにまさしく嘘発見器ですね。

検査する人のですね、腕とかに巻いて脈を計るんですね。脈を計って山、谷、山、谷っていう風にですね、呼吸に合わせて



呼吸が激しくなると大きく上下に針が振れます。普通だと針がそんなに振れない、これを見ると上下に大きく振れてるってことは、お前本当のこと言ってんのか動揺してんだろ、嘘ついてんじゃないか、嘘をついたな本当のことを言え、これは科学捜査だ。

でも、そんなのありえますかね。裁判所でも証拠として認めないんですよ。ポリグラフは。ところが警察は科学的証拠だ。この機械がお前の嘘を暴く、自白しろ。自白獲得の道具なんですね。

**河野弁護士** ありがとうございます。では河野さん続きをお願いします。

**河野さん** 今ポリグラフの話が出たんですけど、やはり警察が続いているっていうことは、中には真面目な被疑者が引っかかるってことなんですね。何の根拠も無いんです、ポリグラフの試験なんていうのは、何の為にやるかっていうと、警察の疑問疑惑をぶつけてわずかでも真実を引っ張り出すためにやる。そういうことなんですね。

で、ポリグラフの試験を受け、そして色々な伝聞情報。例えば、「見舞客の中で複数の人が、私が薬品の調合を間違えたと喋ってるのを聞いた人がいる」という伝聞情報をおつけてきたり、あるいは利益の供与を持ちかけたりされました。「今罪を認めたら過失致死にするが、認めないならば、殺人罪だ」と言われたり、子供に対しての切り替え尋問も行われました。「お父さんはもう自分がやったと

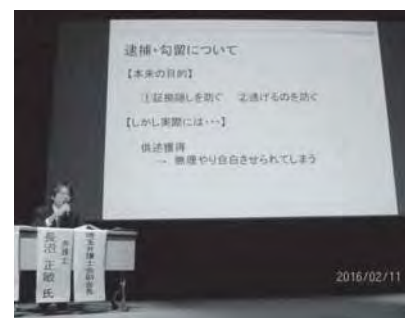
罪を認めたぞ。僕だけ隠してもどうなるもんでもない。僕も早く罪を認めなさい」など、嘘の尋問まで行われた。

さらに、私に対して自白の強要です。「お前が犯人だ」「お前は亡くなった人に申し訳無いと思わないのか」などと自白を強要され、事情聴取は2時間限度という医師が書いた診断書も無視されました。2日間とも7時間以上の事情聴取が行われました。

**河野弁護士** ありがとうございます。診断書で2時間に限定された取り調べ時間が7時間。2日に渡って行われたというお話ですが、ここまでの警察の取り調べについて、違法不当な点はあるのでしょうか。長沼弁護士、説明をお願いします。

**長沼弁護士** 明らかに違法捜査ですよ。体調不良でお医者さんも止めてる。これ長時間の取り調べっていうのは、体に与える影響っていうのは計り知れないものなんですよ。先程パワーポイントにも映し出されていましたが、密室、閉鎖空間でお前が犯人だって迫ってくるわけですよ。本当警察権力っていうのは強大です。我々個々の国民がですね、身を守れないから権力を縛るために、憲法があるんですけども、憲法に違反する重大な違法捜査なんですね。

**河野弁護士** ありがとうございます。そのあとですね、河野さんは8月1日に事情聴取に応じないとされた経緯があります。事情聴取に応じない場合、河野さん



はどうなってしまう可能性があったのでしょうか。長沼弁護士、お願いします。

**長沼弁護士** 逮捕される確率が相当に高かったと思います。

**河野弁護士** ここで逮捕という言葉が出ましたが、よく聞きます逮捕勾留について長沼弁護士、説明をお願いします。

**長沼弁護士** 逮捕されますと、48時間以内に検察庁に送致されます。検察官は捜査を指揮する立場にありますので、捜査をして裁判にかけると証拠を集めるためにですね、この疑っている人、被疑者が証拠を隠したりとか、証拠を壊したりとか、逃げたりする可能性があるだろうということですね、裁判所に10日間身体拘束を求める勾留というのを求めます。この勾留という手続きは、さらに10日間延長することができる手続きです。

検察官は捜査をするために、そして、自分たちがこの人を有罪とする為の証拠である供述、自白ですね。自白供述を獲

得するために勾留手続きをとって、家族、職場から切り離れた環境を築いてですね、被疑者を精神的に追い詰める。で、捜査の見立てに沿った供述を獲得しようと。

河野さんはやってないって言うてる。でも、日本の警察はやってないと言ってる人に対して、お前捜査の見立てと違うことを言うのか、だったら勾留して10日間、家からも職場からも切り離して、自白を獲得してやる。悲しいかな日本の刑事司法の状況です。

**河野弁護士** ありがとうございます。このような不当な取り調べを受けた後、河野さんは8月6日マスコミの取材に積極的に応じる方針をとりました。

河野さんにまず取材に積極的に応じる方針とした理由を伺いたいんですが。  
**河野さん** 8月1日に事情聴取を拒否したわけですね。そうするとこちらとしてはいつ逮捕されるかっていうことを当然考えなきゃいけない。今日逮捕するなら明日の方がいいし、明日よりは明後日のほうがいい。遅けりゃ遅い程いいわけですね。

そういう中で、警察は証拠が無くても逮捕っていうのがあると考えました。それはどういう時かって考えた時にですね、世論が警察批判に回った時。つまり警察はなにやってんだ。あの会社員をいつまで放っておくんだ。警察批判が高まった時が危ないと考えたわけですね。そうするとこちらとしては世論を中立にもっていかないと逮捕されるって

うことです。その手法がなんであるかっていったときには、当面の敵であったマスコミを使うしか無かったという現状です。

**河野弁護士** ありがとうございます。取材に応じる報道機関を選んだってことだと思んですけど、チョイスされた報道機関というのはどちらでしたか。

**河野さん** まず最初はですね、恐らく新聞よりは、テレビの方がアピール力が強いと考えました。ですから東京のキー局テレビ朝日、TBS、の中の番組1つずつ選んでですね、取材を受ける条件としては、科学的検証。これが条件でした。

そしてこちらのやりかたとしてはテレビ局にとって欲しい情報がなんであるかって考えた時にはですね、他社に無い情報。これがスクープになるんですね。ですからこちらは意図的にテレビ朝日とTBSに流す情報を変えるわけです。両方ともスクープを取らず。見返りは警察情報を取る。そういう作戦に出たわけですね。

その後、今度は新聞に対しての取材を受けるわけですけども、じゃあどこからやるかっていったときにはですね、警察権力に近い新聞社。読売、産経と言われていきますけど。まずその最大部数の読売からつぶし込もうって話になりました。読売新聞の取材を受けて、言ってみればこちらの主張をちゃんと理解して貰おうというようなことで、新聞社は読売新聞からやったわけです。

**河野弁護士** ありがとうございます。ここで再びマスコミの方に視点を移したいんですが、先程新聞記事がありました。が、事件発生から1週間後、7月3日には、原因物質はサリンと特定されていました。サリンは複雑な製造工程を経なければ作れないということも分かっています。それにもかかわらず、7月15日。先程の記事を写して下さい。「薬剤使用ほのめかす」読売新聞ですね。こういったまた報道が出てしまったと。

先程伺った様に河野さんは薬剤使用を供述したことは無いということでした。ということはですね、実際には存在しなかった事実がこのように報道されたということになると思います。

そこで永野弁護士に伺いたいと思います。先程も少しお話されていたんですけども、こういった裏をとっていない報道がされるっていうのはどういった理由があるのでしょうか。

**永野弁護士** 全く裏が無いことは書かないですよ。サリンだって分かるまでの混乱した時期に、こういう調合を間違えたとか、そういう報道があったので、そういう情報は既にあったんですよ。

さっき僕が申し上げたように、裏を取りに行った時に、否定をしたり、コメントをしてくれなかった捜査幹部も確かにいたんですけど、最終的には松本にある捜査本部の中堅クラスの人がこれでいいんだという。我々としてはちゃんと裏をとったつもりではあるんですけどね。

**河野弁護士** 読売はこういった報道をしながらですね、他方で、社説ではゼロから検証しなければならないとも書いていたそうです。その後ですね9月27日に読売新聞は特集記事を掲載しました。スクリーンをお願いします。これが実際の記事です。「誰が何故晴れぬ謎の霧」と見出しがあります。この記事は永野弁護士も作成に関わってらっしゃいますよね。この記事の左側をアップにしたいと思いますが、「警察、報道の姿勢に疑問。河野さん一問一答」これは実際永野弁護士が河野さんを取材されて作成した一問一答ということでしょうか。

**永野弁護士** はい。そうです。

**河野弁護士** この記事についてちょっとお聞きしたいんですが、ここで少し時間が経過してしまいましたので、ここで一旦前半を終了させていただきまして、後半この特集記事を細かく聞いていきたいと思っています。それでは前半を終了したいと思います。

**司会** パネリストの皆様、誠にありがとうございました。

それではこれより10分間の休憩とさせていただきます。休憩後には引き続きパネルディスカッションそして会場の皆様からいただく質問に対する質疑応答を行います。会場の皆様係の者が質問回収ボックスを持って会場を回りますので、お手元の質問用紙にご記入いただき、ご

提出いただければ幸いです。また会場入り口にも質問回収ボックスを設置しておりますので、そちらのボックスへのご提出でも結構でございます。何卒ご協力お願いいたします。

また冒頭でもご案内いたしました。が、弁護士会では、憲法違反の安保法案に対する反対の署名を集めておりますので、皆様受付の署名用紙の方へ署名のご協力宜しくお願いいたします。それではこれより10分間の休憩とさせていただきます。休憩は3時5分までとさせていただきますので、3時5分までにはご着席下さい。お願いいたします。

**司会** それではこれよりパネルディスカッションの後半をさせていただきますと思います。コーディネーターの河野弁護士お願いいたします。

**河野弁護士** それでは後半を始めさせていただきます。先程の読売新聞9月27日ですね。特集記事「誰が何故晴れぬ謎の霧」これは永野弁護士が河野さんを直接取材して作られた記事です。これですね、取材の経緯を永野弁護士に伺いたいんですが、9月27日の特集記事より前、例えばですね、7月末河野さんが退院された7月末から8月頃、その頃の永野弁護士及びその周辺の方々の様子について教えていただけますでしょうか。

**永野弁護士** さっきちょっと申し上げました退院後ですね、河野さんが逮捕されるだろうという状況の中で、まあX

デーと呼んでいたわけですが、8月のお盆前には少なくとも逮捕があるという風に我々はそう読んでました。捜査の本筋の方からもそういう情報があったわけです。記者の皆さんもお盆はゆっくり帰省できるよなんてね、ちょっと言われてたわけですよ。とんでもない話ですけど。

ところがお盆を過ぎても何も動きがないということになってきましたね。我々取材っていうのは僕一人やっているわけではございませんので、チームで取材していますから、科学捜査の方をずっと追ってたというか担当している取材チームもあって、そこからはかなり早い段階からですね、河野さんの家から出てきた物ではサリンは合成できないという情報が上がってたんですね。一番のポイントは容器が無いということがありましてね、農薬調合の時には何かしらの容器を息子さんが隠したんじゃないかっていう話で、警察もしゃかりきになって色んな所を捜してたんですけど、結局出てこない。サリンだってなると、相当それなりのものがないと、装置といいますかね。単なるプラスチックやビーカー位じゃ済まないようなものが必要なのに、無いとどうもそれがないとサリンができないんじゃないか、できないだろうという話で、そんな科学捜査の方からの情報がですね、かなりウェイトが重くなってきて、お盆を過ぎて、これは本当に河野さんがサリンを作るのは無理ではないかというような雰囲気が我々の中にもかなり強く出てきました。

それを受けて、サリンに似た物質とい

うのが世の中に実は流通しているんですね。そこに少し手を加える一手間加えるのと、二手間加える必要があると言われてたんですけど、特殊な試薬、ころみのかすりって書いて。特殊な研究用に使われる薬なんですけども、薬品なんですけどもね。そういうものが実際に世の中にあるって、で、実際にそういうのを扱っている人、もしくは作っているところの方が一番いいだろうということで、都内にあるメーカーだとか、そういう商品を扱っている専門商社だとか、これは私の方が取材に行ってきたわけです。各社、技術者口をそろえてですね、「そんなサリンが庭先で偶然にできることなんて絶対にありえない。もし仮にサリンを作るとしたら相当きちんとした装置の中で、管理される環境の中で、温度管理をしたり、専門的な知識の中で、きっちりやってやっとできるものなんだ」というような話になってきて、だんだん8月終わり位ですかね、どうもこれは河野さんではないんじゃないかっていう、だんだん風向きが変わってきたと。こんな感じでございます。

**河野弁護士** ありがとうございます。こういった特集記事一問一答とか作るためには、もちろん河野さんに取材しなければなりませんが、その為には、河野さんの弁護士であった永田弁護士の許可を得る必要があったかと思うんですが、永田弁護士と永野弁護士との間で、行われた取材についてのやりとりで何か記憶にあるものがありましたらお話し下さい。

**永野弁護士** 風向きが変わってくる中で、河野さんご本人の取材が必要だってなってたわけですね。この時9月10日に僕がインタビューしたんですが、これまで僕らはもちろん一回も会ったことは無いわけですね。永田弁護士の所に僕が行きまして、取材をさせて欲しいと言ったら、芝居なのかも知れませんが、もの凄く怒られましたね。何しに来たんだ、読売が一番悪質だろうと。あの7月15日の「ほのめかす」はお前何なんだと言われて、どっから出た情報なのかそれを言えと。そしたら合わせてやってもいいという風に言われたんですよ。いやそれは言えませんと。ソースは秘匿ですから。じゃあ帰れというようなのが最初のあれだったんですね。じゃあ帰れと言われても僕は帰らなかったんですよ。そうはいつでもね、僕らが会って話聞かせてもらうのもそちらにとっても決してマイナスじゃないはずだと。ちゃんと取材をした以上は、河野さんの言い分をきちんと載せますからって言ったら、じゃあって感じで、確かそんな感じだったんですよ。後から考えればあれは芝居だったんですよ、永田さんね、最初から狙ってたんだと思うんですよ。

**河野弁護士** ありがとうございます。取材をした際の河野さんの印象はどういった印象だったでしょうか。

**永野弁護士** 当時のメモをもう一回読み返しますとね、大変疲れてらっしゃって

いる様子で、点滴をされてた。まだ。僕が行った時にはまだ看護婦の方がいらっしゃって、それでパジャマ姿でね、非常に体力的にも消耗されてるんだという様子でしたね。

ただ、非常に冷静であって、僕も永田さんの時みたいに何だお前って言われるかなって思ったし、例えば激しい取り調べを受けていたわけなので、警察に対する厳しい言葉があるのかなと思ったんですけど、非常に落ち着いた感じで、むしろ家の前で警察の人が警備にあたってたんですね、当時真夏ですが、炎天下。いつも警察の人が家の前で、座ってしてくれるんで、本当に頭が下がるんですよ。というようなことを河野さんが仰っててね、全然印象が、元々外で、僕ら初めて会うわけですから、警察情報だけであったイメージが大分違うなと思ったのは覚えてます。

**河野弁護士** ありがとうございます。河野さんの方で、この記事をご覧になったときの感想等がありましたら一言お願いします。

**河野さん** いや、だからこちらとしては狙い通りなんです。この記事によってちょっとやっぱ流れが変わっているんですね。読売がこういう記事を書いたっていうのは他社に与える影響も非常に大きいんですね。ですからこちらの作戦通りっていうことだったと思います。

**河野弁護士** ありがとうございます。こ

の特集記事から3カ月後、1995年1月1日には同じく読売新聞が上九一色村報道をスクープしました。

ここから地下鉄サリン事件までを第3期として伺いしたいと思います。

まず読売新聞のスクープ記事をご覧くださいと思います。スクリーンをお願いします。大きく一面でってことですけども。「サリン残留物を検出」右側に「山梨の山麓松本事件直後」直後ってありますね。直後には既にサリンが検出されたことがスクープされました。永野弁護士、当時この記事が出たときの松本支局の様子はいかがでしたか。

**永野弁護士** 我々はこの記事が出るということを知らなかったんですね。これは東京本社の方で取材をしていたわけです。東京本社の方で現場の状況を知りたいと言っているいろいろ問い合わせがあって我々も答えていた訳なんですけれども、それがこれの裏取りだったのかと分かったのですけれども。非常に同じ社内にながら裏切られたような感じがしましたよ、頭にきましたよ。

あと、さっきインタビューの話もあったのですが、9月10日に僕インタビューして、その時も風向きは変わったんだけど、まだ河野さんが白だっただけで社内には固まったわけではないんですよ。僕の記憶ではあのインタビューでがらっと変わったのかと思っていたのですが、インタビュー記事を社に報告する記事が残っていたので何十年ぶりに見たら、あの、心証についてはどちらとも言

えないと、僕書いてあったのですよ。だからインタビュー終えた9月の段階でも僕は半分河野さんを疑っていて、これが出て、あっ犯人は違うんだ、と僕も分かったみたいで、非常にお恥ずかしいですけど、まあ、そんな感じでした。

**河野弁護士** ありがとうございます。この上九一色村報道で、河野さんが犯人ではないと永野弁護士も思ったと今仰ったのですけれど、この報道の後、河野さんに伺いますが、警察の対応は変わりましたか。

**河野さん** いや、それは変えようがないと思うんですね。警察という組織は、その人がやってないというのが分かるまでは容疑者から外せないのは基本ですからね、違うんじゃないかなという段階で外したら捜査にもならないわけで、地下鉄サリン事件があって5月ぐらまで、警察は、私の周辺捜査をまだしていただいたので。

**河野弁護士** それでは、上九一色村報道の後、マスコミの対応は変わりましたか。

**河野さん** ただ私は、基本的にはマスコミはまだ敵だったわけですからね。2月6日に記者会見をして、反省の無いマスコミには訴訟の用意があるということを言っているわけですから。

いずれにしてもサリンなどという何処にでもあるものでないのが山梨から出たということは、僕以外に誰かが作った



のではないとは思っていたんですけど、その記事に対しては。

**河野弁護士** 2月6日に河野さんは記者会見を開かれましたが、その理由をお聞かせ下さい。

**河野さん** それは基本的には逮捕の牽制なんですね。マスコミ各社は1月1日の読売スクープで、私に対する見方は変わったことは確かだと思うんですね。そういう中で、今度はこちら側が守りから、攻めっていうんですか、あんた達も反省しないと裁判を起こしますよということ、揺さぶり掛ける目的があったわけですよ。

しかし、警察が容疑者から外すまでは、マスコミは変わらないと言うことは分かりましたけど。

**河野弁護士** はい、ありがとうございます。で、その記者会見から、1カ月後の3月3日には、河野さんは、日弁連の方に人権救済の申立をおこなっていらっ

しゃいます。

で、ここで人権救済申立について、長沼弁護士お願いします。

**長沼弁護士** 我々の平穏な生活が権力から攻撃されたとき、侵害されたとき、身を守るために弁護士会の後押しを求める、これが人権救済申立の制度です。

**河野弁護士** 河野さんに伺いますが、人権救済の申立は内容はどのようなものだったのでしょうか。

**河野さん** 自分は長野県警から人権侵害を受けている。これに対して日弁連は警告を発するようにという要請書を送っております。

**河野弁護士** 人権救済を行った目的は何だったのでしょうか。

**河野さん** これは常に私は逮捕に対する牽制なんです。逮捕というものが行われたときには世の中の流れが変わりますからね。

例えば逮捕されたって言えば世間では犯人が捕まって良かったね、みたいな話になるんですよ。ですから法の趣旨からすれば実際にははずれているんですけども。逮捕というのは、証拠隠滅、逃亡防止のためになされるんですけども、日本では逮捕されたら、イコール犯人なんですね。ただそこを阻止しないと家族は守れないというのが私の考えでしたので。

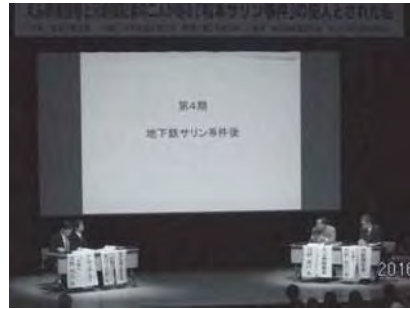
**河野弁護士** はい、ありがとうございます。その人権救済申立の約2週間後1995年、3月20日その時、いわゆる地下鉄サリン事件が発生しました。ここから先は第4期としてお話ししたいと思います。

ここで地下鉄サリン事件発生直後の新聞記事を見たいと思います。スクリーンをお願いします。大きく出ていますが、地下鉄に猛毒ガス、サリン残留物？検出、死亡6、900人病院へ、読売新聞ですね。猛毒の朝、左側の白い丸に見えるのは消防の方のヘルメットかと思われます。倒れていらっしゃる方が多数います。右側のガスマスクの映像などは我々学生時代に見たことがあると思いますが、覚えていらっしゃる方も居ると思います。お若い方は見たことない方もいらっしゃると思いますが、日本にもこういう事件があった、かつてテロがあったのですね。

次お願いします。オウム真理教強制捜査、これは、日付見ますと地下鉄サリン事件の2日後に強制捜査が行われています。左の方に死者10人に増えていますね。信者50人昏睡。

ではまず、地下鉄サリン事件の発生した日の河野さんの行動について伺いたいのですが、事件が起こったとき河野さんはどういった行動をされていたのでしょうか。

**河野さん** 私は、たまたまですけども、この事件が起こった日にですね、地元の新聞社に対して民事訴訟を起こしまし



た。弁護士事務所で大勢の記者が集ってきて、どうして地元の新聞社を提訴したのか、と言うような話をしているときに、当時携帯じゃなくてポケットベルでしたが、記者のポケットベルが一斉に鳴りまして、皆散っていくと言うような状況でした。

家に帰ったら友達から電話がありまして、テレビを見ろ、松本と同じようなことが起こっていると言われたもので、テレビを見たら被害者が倒れている映像が写っていました。その時思ったことは、この倒れている人を早く心臓マッサージとかしないと、妻と同じような状態になってしまうなどそちらの心配の方が先でした。

**河野弁護士** こういった地下鉄サリン事件があって、大々的に報道されたのですが、この後、マスコミの対応は変わりましたか。

**河野さん** マスコミ的にはこの事件でもう一気に白の方へ行ったと思うんですね。外国のメディアもいろいろ取材に来

て、言ってみればえん罪晴れて良かったみたいな雰囲気みたいなんですけれども、警察は私をまだ捜査対象から外していない、そういう状況だったわけですね。

警察が私の事件関与に対して結論を出させる手段として、犯罪被害者給付金制度の申請をすることにしました。自分は、犯罪で被害を受けたので、給付金を出してほしいと申請をすることによって、警察は私を犯人と認めていけば、それは出さなんでしょうし、申請を受理して給付金を出すと言うことになれば、河野は犯人じゃ無いと言わなくても、犯人じゃ無いと言ったと同じ効果があるわけですね。そんなことで、次の手としてはそんな手を打っていったわけです。

**河野弁護士** ありがとうございます。その後、新聞社等が謝罪記事を書きました。謝罪記事を見てみたいと思います。スクリーンをお願いします。まず、読売新聞、河野さんに本社謝罪、報道に誤り。謝罪と誤りがあったことを記事にしています。毎日新聞、事件取材に重い教訓、真ん中辺りですかね、裏付け取れぬまま薬品調査ミス、走る、一人歩きしてしまっただけということが書いてあります。左の方に当時の河野さんの写真がありますが、事実の一つ、それが心の支えだった、と仰っていました。次お願いします。これも毎日新聞ですが、本社、河野さんに謝罪。

個々の謝罪記事について河野さん、謝罪記事を読まれた印象等ありましたら一言お願いします。

**河野さん** そうですね、どこも文言としては疑惑の印象を与えたと言うことでお詫びしますと言う形になっていたわけですね。

まあよく見れば犯人河野とは書いていないし、どこも容疑者とは書いていない、ただ疑惑の印象を与えることで世の中が反応してしまった。そんな中で読者に対しての責任を考えた時に、何処が間違ったかと訂正して書いた社は無いのですね。例えば薬品の調査を間違えたとして記事を書いたが、薬品の調査はしてなかったとか書いた社はありません。報道の使命の中で、真実を伝えるのが我々の使命だというのであれば、ここが間違ったからという訂正があっただけで済むべきだと思うんですよ。それが全くなかったというのは残念だと思うし、読者に対しても失礼な話だと、そんなふうに思っています。

**河野弁護士** この点につきまして、永野弁護士の方から何かありますか。

**永野弁護士** 我々も謝罪をするに当たって、かなり前のことなので曖昧な所もありますが、どういう記事を書いたかという検証をやったんです。

当時のメモのような物が残っていて見返してみますとね、意外なことに、ある記事が出たときに、どうやって裏付けを取ったのかという部分について結構曖昧なんですよ。検証してみると一つの雰囲気の中で走ってしまったのではないか



と、全く裏が取れないのに書くということは絶対無いんですよ。いやしくも全国紙の名を掲げている以上、必ず裏は取っているんだけど、いつ何処で誰が誰に裏を取ったのか、それはどういう情報を当てて、向こうからどういう風に返ってきたのか、という厳密なやりとりですよ、その辺がきちんと記録に残っていなかったり、個々の記者の曖昧だったり、で、メモを見返してみると、当てに行っただけでノーコメントだったとか、そんなことは聞いていない、実は否定的な反応もあったのに、なぜか記事が出た、と。多分それはどこかで裏は取っているんだけど、それがきちんと検証されていない。

まあそういう意味では、さっき申し上げたように一つの雰囲気の中、走ってしまっただけで記事になるって事があるんだと思うと、河野さんご指摘のように厳密な意味では謝ろうにも謝れない。というような、無責任だとは思いますが、そういう部分はあると思います。

**河野弁護士** ありがとうございます。新聞社は謝罪ということで区切りがつき始めたという所ですが、先程河野さんが仰っていたように1995年5月くらいまで捜査の方は続いていたというお話でしたね。6月頃から捜査対象から外れたということになっているのですが、では6月頃の新聞記事を見てみましょう。

スクリーンをお願いします。麻原被告、週内にも再逮捕、複数回の逮捕ということですね。真ん中の方に第7は手作りとして書いてあるんですけど、若い方はご存じないかも知れませんが、第7サティアン、サティアンという建物があったんですね。それが7つめということで第7という当時は呼び方をしていたんですね。次をお願いします。左下に長野県警が遺憾の意とあります。次をお願いします。オウムへの怒りあらた、絶対に許せない、一緒に長野県警河野さんに謝罪、とあります。遺憾の意、とか河野さんに謝罪とか書いてあるんですが、この長野県警が、河野さんに遺憾の意、謝罪とあるのですが、実際河野さんにどのように行ったのか伺いたいと思います。

**河野さん** 6月の11日だったと思えますけれども、松本警察署長と、担当の刑事さんが突然家に来たわけですね。私は「あなた方と会って話す気も無いから帰って下さい」と言いましたが、帰らないでいつまでも立っているわけですよ。で、ここは私の敷地だから、これ以上居たら不法侵入になるから警察にと言おうとしたら、その人達が警察なんですね。

ですからとにかくまあ追い返したんです。

そうしたら今度は弁護士さんの方へ行って、何とか会って貰えないかと言ったようで、弁護士さんから電話が入りました。「まあ河野君いいじゃないか会ってやれよ」と言われ、弁護士事務所です署長と捜査幹部の人と会いました。「何の用ですか」と言ったら、「遺憾の意を表したい」と言うんです。「捜査の過程でご迷惑を掛けたから遺憾の意を表したい」、そして「被害者調書も取らしていただきたい」と言われました。この時点では、私の調書というのは1行も出来ていませんでした。事情聴取は長いことやっていますが、警察は容疑者としての調書を取りたかったわけですから、調書は1行も出来ていなかったのです。だから被害者としての調書を取らせていただきたい、もう一つは、押収品をお返ししたい、これだけの用事で来たわけですね。

そしてその日に警察は記者会見で、私を容疑者から外しました。河野氏に対して遺憾の意を述べたという会見の中で、記者が遺憾の意は謝罪かと言う質問を、刑事部長にしたところ、そのようなものではないと話したそうです。つまり警察は謝罪をしていないんですね。ただ捜査の過程で迷惑を掛けたから遺憾の意を表したということでした。遺憾の意ってどういう意味なのか辞書を引いたらですね、思い通りにならなくて残念って書いてありました。この会見によって、少なくとも自分は被疑者からはずされたってことはハッキリしたわけですね。

いずれにしても警察としては、捜査は適正であり人権にも配慮しており、河野さんには違法なことはしていない、そんなコメントだったのです。その後、永田弁護士さんが地元の代議士を使って、当時警察のトップである国家公安委員長に対して、面会を求めました。当時は、自治大臣である野中広務さんが国家公安委員長をしていて、衆議院会館で面会することになりました。どうせ政治家なんか、のりくりり逃げるだろうと思っていましたので、テレビ朝日からピンマイクを借り、ネクタイの裏に仕込んでいきました。そこでのりくりりしたら、テレビで流してやるぐらいの気持ちで面会しました。野中さんは「一政治家として大変申し訳ない」と率直なお詫びをしたんですね。長野県警がお詫びしなくても、警察トップがお詫びしたんだから、まあ良いかと考えました。

その後10年ぐらいしてから、私は警察を民主的に管理する長野県公安委員会の委員を任命されました。委員として初めての登庁日、県警本部長の関一さんから、率直なお詫びを受けました。こちらとしては、わだかまり残らないようにするため、本部長からお詫びがあったことをマスコミに伝え、それが記事になりました。やっと長野県警と決着が付いたと思います。私が県公安委員をするまで、長野県警としては、河野氏にお詫びする理由が無いというスタンスでした。以上です。

**河野弁護士** ありがとうございます、

ここで記事がもう一つ残っていますので、スクリーンの方をお願いします。

これも同じですね。自動制御サリン噴霧車、やっと出てきましたですね。これは冒頭で流した車で噴霧車なんですけれども、保冷車を改造したということだったんですね。記事もありました。河野さんが左側に写ってまして、河野さん晴れやかと書いてあります。1995年6月頃捜査に区切りが付いたというわけです。これで、第1パート事件への検証は終わりにさせていただきます。

続きまして、第2パートとしまして、松本サリン事件での教訓を考えていただきます。

まず、松本サリン事件のようなえん罪報道、こういったえん罪報道を予防する方法はあるのでしょうか。河野さんの方からご意見ありましたらお願いします。

**河野さん** 永野弁護士さんの話から分かるようにですね、事件報道というのは非常に曖昧な橋を渡りような記事を書かなければいけないというわけですね。というのは記事が書かれたことが正しいのかどうかという意識があるのか無いのかというのが一つは大事な部分だと思います。

それから報道というのはあくまでも、その日の事実なんです。その日の事実というのは後になって変わることもあります。そういう意識を持つことが必要なんです。例えば毒ガスの発生源、当時は私の自宅だったんですね。その後は私の池になって、隣の池になって、最終的に

は、隣の駐車場、ここがガスの発生源ということで落ち着きました。私の自宅がガスの発生源というのもその日の事実なんです。だから、事実というのは必ずしも真実とは一致しないこともあるという思いも必要かと思えます。

それから松本サリン事件というのは、どちらかというとマスコミが走りすぎてえん罪報道になっていったという経過があります。その一番のものは、警察の非公式情報、いわゆるリーク情報です。警察は守秘義務規定があり、少なくとも起訴前の捜査情報は法律で開示出来ません。それなのに、記者の人達が朝駆け、夜討ちで取ってくる非公式な情報で、事件報道というのは成り立っているわけです。本来は警察が守秘義務規定をきちんと守ればですよ、こういうことは起こらないと言うことです。ですから警察もそういう意識が大事だと思うんですね。私は公安委員やっている時に、岡本部長に対して、捜査情報の守秘義務規定が破られていると言う現実がある。具体的な例を示して、警察官は守秘義務規定をきちんと守るようにと指導して下さいと要求を出しているんですね。当時、長野県県警は24警察署があり、本部長はすべての署に対して、守秘義務規定をきちんと守るようにと通達文を出しているわけですね。

しかし、今までマスコミとのなれ合いの中で、即改善とは行かないでしょうが、本来守秘義務違反というのは違法行為であるという認識を、警察は持つこと、これは大事じゃないかとそう思います。

**河野弁護士** ありがとうございます。では河野さんのお話を受けまして、永野弁護士、記者をしていた立場から、お願いします。

**永野弁護士** もう私は辞めて大分経つんでね、マスコミ代理っていうわけじゃないですけど、まあ守秘義務を厳しくしていけば、ますます現場の記者の取材が大変になるんだろうなと思います。いかに守秘義務を破って喋って貰うかといって、勝負しているわけですからね。

例えば河野さんがXデーという話がありましたけれど、今日にも令状請求へ、と書きたい、これを書けば華々しい大成功なわけなんですね、その時に、いつ逮捕ですかあ何て聞きに行くわけではないですよ。いつ逮捕ですか、それ明日だよなんて言ってくれるはずがないですよ。それまでにそんなことべらべら喋る人は居ないわけですよ。で、例えば僕も当時そうだったんですけど、取り調べを担当している捜査官の所に毎朝毎朝行くわけですよ。で、その日の様子を見て、例えば、ま、今回は無かったんですけど、例えば、いつもより足取りが軽いかね、いつもはぶっきらぼうなのにちょっと笑ったとかね、そんなもんで良いんですよ。で、あっ今日はちょっと様子が違うな、今日はひょっとして何かあるかも知れない、ということがきっかけになる訳なんです。と、取材チームに情報を流す訳なんです。取り調べ担当官の表情が今日はちょっと明るかったと、いつもおはよう

と言っても返事しないのに今日はこくと頷いたと、何かあるかも知れない、すると又別の記者が、別の幹部の所へ行ってですね、今日辺りですか、と、読売さんはさすがだね、とたった一言あるわけですよ。あっ、これは行けそうじゃないか、と思うわけですよ。これだけだと危ないから、また別の幹部の所へ行って、なるべく上の方の幹部の所へ行ってですね、ま、情報を当てるっていうんですけど、今日にも逮捕へ、ということでウチは書きます、と言うことで、例えば、幹部がこっくりうなずけばそれで記事はいくわけですよ。そうやって裏を取るわけですよ。

こう言うのって、捜査官は何も喋っては居ないわけなんですね。最初少し足取り軽い人が居たとかね、最後はこくり頷いただけですから、別にこっちが当てたものに答えただけなんで、守秘義務は破ってないわけなんだけど、本当に世間が注目する場面でギリギリとやっている場面での警察取材の記者というのは、そんな取材を実はしている、ということになります。ま、これはちょっと余談だけどね。

ま、一番大きなテーマである、えん罪報道がまだ続くのか、とって大きな問題があって、僕は続くと思うから社を辞めたんですけど。20年ほど前から、えん罪報道は絶対になくならないという風に言い続けてきて、現にそうだと思いますよ。今まで、松本サリンの後もいくつもあったと思います。村木さんの事件もあって、証拠がねつ造されていたことも

あったり、何故かという取材とは色んな場面があるから全てに言えるわけではありませんが、政治家を取材する取材もあれば、外交問題を取材することもあるんだけれども、こと事件報道に関しては、まず事件が起きた、そしたらまず誰が犯人なんだ、というのが世間の一番の関心事なんです。もう10年以上前に起きている世田谷一家殺人事件だって未だに、こう、繰り返し報道されたりしてね、誰がやったんだって皆興味持っている訳なんです。これにマスコミも答えなければいけない。犯人を追いかけるのはやはり捜査機関なんです。で、その捜査機関をマスコミも追いかけざるを得ない訳なんです。それは人的にも能力的にも警察という所は正に犯人を追いかけるということに特化した部門を持つ、少なくともこの社会ではその役割を担っている、専門的な組織なわけですから、いくら記者が独自取材と言った所で、警察の情報量には勝てっこないんですよ。これは、じゃあ警察が信じられないから俺たちが犯人探そうって言ったってね、民間のマスコミがですね、探偵ごっこみたいな犯人探しをやったって、で、我が社の取材で犯人を見つけました、ってね、じゃ間違えたらどうするんだ、というわけですよ。そんな社会が良い社会なのかっていうわけですよ。僕はそう思わないんです。

やっぱり事件が起きて犯人を捜すのは警察の役割だし国民もそれを期待している。その期待を一身に受けていることも警察は分かっている。事件報道というの

は、本筋の大きな流れ捜査側が誰を追っているのか、犯人は誰なのか、そこをやっぱり追いかけて行かざるを得ない。そうすると捜査が間違った方向へ行っちゃうと、当然その後ろをついて行っているマスコミも当然間違ってしまう。これはもうどうにもならないですよ。事件報道をやる以上は常に間違っ危険がもう構造的にある。だからえん罪報道を完全になくすためには、事件報道をやらないっていう事しか僕は無いと思います。それか、あとは匿名報道ですよ。仮に間違ったときであっても被害を最小限にするために、何処の誰だか分からないっていう風にしておけば、被害は食い止める、まあ多少はね軽減することができんじゃないかっていう気はします。

で、もう一点ね、そうやって追いかけていくと、まあ、河野さんご指摘のように、記者と警察とのなれ合い、これはもう確かにあります。松本サリンの時もそうです。捜査本部に詰めている捜査官というのは、本当に夜も寝ずにですね、もうへろへろになって捜査をしているわけですよ。それを僕らも身近に見ているわけですね。そうすると、頑張れ警察みたいになっていく、一体化してしまう。どうしてもね。そうするとまあ警察がやることを疑うという、とてもそういうメンタリティにならないという問題は確かにあります。

ただ一方でね、そうやって近く警察に食い込むからこそ、例えば、内部の不祥事なんかの情報も入ってくる訳なんです。警察は大きな組織ですから、そういっ



た内部のリークですね、こういった食い込んでくるからこそ、警察のマイナス情報も入ってくる訳なんです。警察が喜ぶような記事ばかり書いている記者っていうのは、警察からもなめられるんですね、で、一目置かれる記者というのは警察にとって耳の痛いことや、警察はこういうことを隠蔽しているとか、警察はこういう不祥事があったのに発表してないとボンと書くと、そんな時は反発はあるけど、ああ、あの記者はよく取材しているなど一目置かれる。その為には警察にある程度踏み込んでないと記事も書けない。必ずしも良いことばかりじゃないんだけど、まあ、悪いことばかりでもない、ま、勿論物事は何でも両面あるわけですがけれども、ま、最初僕が申し上げたように、えん罪報道というのは事件が続く限りは無くなるだろう、これからは無くなるだろうというのが僕の考えです。

河野弁護士 ありがとうございます。次にですね、えん罪、自分に身に覚えが無いときに犯人にされてしまったときに

ですね、気をつけなければならないことについて、河野さんお願いします。

河野さん 埼玉弁護士会を応援するわけではないですけど、弁護士の存在というのは非常に大きいと思うんですね。私は民事訴訟の為に弁護士をお願いしたんですけども、弁護士が付いたということで警察は慎重になったと思います。危ないなと思ったら早めに弁護士に相談する、そういうことって大事だと思うんです。弁護士というのはちょっと敷居が高いということがあるかも知れませんが、身近なところで、当番弁護士という制度もあります。もし、私が弁護士をお願いしていなかったならば、事件発生早々に逮捕され、自白調書くらいはもう取られていたかも知れなかったと思うんですよ。そういう意味で弁護士さんというのはもっと身近に感じて良いのではないかなと思うんです。

河野弁護士 ありがとうございます。では、捜査の対象とされた人が取るべき行動について、長沼弁護士の方からお願い致します。

長沼弁護士 今河野さんから仰っていただきましたけれども、直ぐ弁護士に相談していただきたいと思います。

私も刑事事件を多く扱っていますけれども、やはり逮捕されてから弁護士を要請するという方が圧倒的に多いんですよ。埼玉弁護士会を始め、全国の弁護士会では、当番弁護士制度という制度を置



ています。この当番弁護士制度というのは、逮捕された被疑者の方が、初めて弁護士を要請するときに、1回目の接見を無料で弁護士を要請することができるという制度です。しかし逮捕されたということはですね、警察がもう取り調べを開始しているということです。先程パワーポイントで紹介された、あの密室で有罪にするために有利な情報を獲得するために捜査されているわけです。捜査を受ける前に、疑われているという形跡があった時には、直ぐ弁護士に相談していただいて、弁護士と一緒に防御を計っていく、そのように取り組んでいただきたいと思います。

**河野弁護士** ありがとうございます。そうしましたらですね、最後、現代ではインターネットの普及によりまして、掲示板、ツイッター、フェイスブック、最近ではラインなんかあって、松本サリン事件の頃より、情報の氾濫、流布などが簡単になってきています。あと、報道機関でない個人が容易に情報を発信できるようになってきています。こうした情報の速報性とか、危険性とかいうものについて、それを踏まえて現代社会において松本サリン事件の教訓を活かすとするれば、そういった危険性も含めてご意見がございましたらお聞かせ願いたいと思います。まず、河野さんからお願いします。

**河野さん** 松本サリン事件当時、今みたいなネット環境が乱立していたら、もっと悲惨だったと思うんですね。大手マス

コミですらあのような報道をしてしまった。記者たちは、情報の裏付けを取るために、色んな所を取材して記事を書いているが、それをやってあの状況ですから、インターネットでは、裏付けも何もなく情報発信ができ、それが広がっていく早さも、当時と比較になりません。リアルタイムで大勢の人に広がってしまうということですから、非常に怖い部分もあるし、使い方によっては有力な部分もあります。情報の真偽を見抜く勉強や訓練、有効な使い方を学ぶことも大切なことだと思います。そんな感じですかね、私は。

**河野弁護士** ありがとうございます。永野弁護士はいかがでしょう。

**永野弁護士** その点は、もうご指摘の通りですね。もし今松本サリン事件が起きたらと考えると、背筋が凍るような感じがしますよね。多分小さい頃からの写真や家族の写真だとか、もう全部晒されたんじゃないでしょうか。今だったらあつという間にコピーがコピーをされていって、削除しようにもサーバーがアメリカにあつたり、ヨーロッパにあつたり、一体何処にどうすれば良いかも分からないくらい、一体誰がやっているのかも見えないとかね、大変な時代になってきていますよね。

ただ、法律家もそういった削除を要請する技術も上がってきていたりして、無責任なことを書く人にはきちんと責任を取って貰うということを地道にやっていく必要があるのではないかと思うので

す。

**河野弁護士** ありがとうございます。それでは、長沼弁護士お願いします。

**長沼弁護士** 情報発信のリスク、やはりこれは学校等で我々は学んでいかなければいけないと思います。あたりまえのことですが、自分がされたら嫌なことは他人にはいけない、弁護士会も、危険性に声を上げていきたいと思っています。

特にインターネットでは情報が半永久的に残ります。この点、弁護士会では削除要請という形で闘って参りますので、もしお困りの方は弁護士に相談していただきたいと思っています。告知であります、5月14日の土曜日、午後、川越にあります、ウェスタ川越で、憲法記念を祝う集いとして、「ネット社会の人権、誹謗中傷書き込みはどう立ち向かう」という講演を予定しておりますので、興味をお持ちの方は、ぜひお越し頂けたらと思います。

**河野弁護士** それでは何か言い残した点等ございましたら、よろしいでしょうか。

**長沼弁護士** 捜査の問題点、えん罪を生まないために、警察官が捜査の見立てで暴走しないために、弁護士会が取り組んでいる点を報告させていただきたいと思っています。

取り調べの可視化という言葉 皆さんお聞きになられたことはあるかと思われ

ます。村木さんの事件しかりでありますけれども、密室での捜査、警察官が、検察官が自分たちに有利な証拠を獲得しようとするために、お前がやったんだろうというように自白を迫っていく、是が非でも無くしていきたい。取調室にですね、ビデオカメラを設置して取り調べ状況を録画して、人権侵害の取り調べが行われないように、あとで検証していくシステム、これはとても重要な仕組みです。日弁連、弁護士会全体でですね、この取り調べの全面可視化について、活動して参りますので、皆様のご支援をよろしくお願い致します。

**河野弁護士** ありがとうございます。それでは松本サリン事件のメインの所は終わりにさせていただきます。

それでは、皆様からいただいた質問、ご意見について読ませていただきます。

初めに、質問ではないのですが、特に印象に残ったので読ませていただきます。「河野さん、本当に申し訳ございませんでした。私は河野さんを犯人と信じて疑いませんでした。あの人は図々しいよね、ふてぶてしい顔してる、早く認めれば良いのにと家族や職場の人と話していました。日本中が敵になって誰も助けてくれない中、河野さんは本当に立派でした。もし地下鉄サリン事件が起らなかったらと思うとゾッとします。私はそれからいろいろな事件などでも決めつけないようにしています。メディア報道を疑い、本当にそうだろうか、自分で考えるようにしています。今日は大変遅く

なりましたが、河野さんにお詫びしたいと思っていました。河野さん、本当にごめんなさい、すみませんでした」

こういったご意見をいただきました。今回のシンポジウムの正にメインの所をご理解いただいているのではないかと思います。ご意見と言いますか、河野さんの方から何かございましたらお願いします。

**河野さん** まあ、当時の報道であれば、そう思っても仕方がないし、私が読んでもやはりそう思いますよね。だから思うてしまうっていうのはしょうがないことなんですよ。

で、例えばマスコミが間違ふというのもこれはしょうがないことなんです。ただ問題は、間違ったときに間違ったことが分かっている、訂正しなかったってことなんですね。どこの報道倫理綱領にも、間違ったら直ぐに訂正すると書いてあるはずですよ。例えばNHKが放送したニュースです、社員が薬品の調合を間違えた、救急隊員に喋ったという報道があります。これ、謝ったのは、1年半後ですよ。速やかに訂正、つまり間違ったことが分かったら、6月29日にNHK流して、その日に誤報ってNHK知っていたんですよ。でも直さない。だから、その、ルールがあるならルール通りやって貰いたいと思うんですよ。間違ふのは人だからしょうがないです。記事によってはそういう風に思ってしまうのはしょうがないと思ってしまうんです。それによって自分は気をつ

けようと思うのであればそれはそれで良いのではないかと思います。

**永野弁護士** 僕も大きな新聞社、組織の一員としていたんで、今は個人でいるので、組織と、個人を両方経験したということもあって、警察もそうだし、報道機関もそうですけど、やはり、組織の怖さってあるんですよ。個々の中で一人一人は謝らなきゃと思っても、組織のメンツがあったり、チームで取材しているわけだから、誰かが謝りたいと思っても、組織に迷惑が掛かるとかね。一旦組織が方向を決めてしまうと、全体としてやはりそっちに向いていかなければいけないという、特に警察は大きな権力を持っているので、警察内部でも河野さんは犯人じゃないという意見も当初からあった訳なんだけど、やはり、大きな流れを変えていけない、で、一旦そういう方向になっちゃうと、警察の幹部の人も言っていましたけれど、流れに沿った情報しか下から上がってこない、そういう都合の良い上司にとって耳障りの良い情報しか上に上がってこなくなってしまう。そういう問題が組織というのは常にありますよね。だから組織の中にながら個人として、どうきちんと身を処していくかというのは、凄く大事な問題なのではと。

あとは、報道による印象付というのは大きな問題があって、たまたま僕と同年の清原さんが、覚せい剤で捕まっていますよね。多分殆どの人が、やっちゃったんだなって思っていると思うんですよ。だけど、万に一つ違うかも知れない

ですよ。例えば誰かがおとしめようとして、飲み物に覚せい剤を入れて、知らないで飲んでね、尿から出ちゃうなんて事件も実際あるわけですよ。まあ、結構長いこと内偵していたから多分間違っていないだろうけれど、ひょっとして違うかも知れない、そういう意識を常に持つということは大事だと思うんですよ。清原さんがテレビカメラの前に出てきて、すいませんでしたって謝ったわけではないですよ。入取先はまだ喋っていない等という相変わらず捜査のリークで、それをマスコミは流しそれを殆どの人は信じちゃっているんだけど、信じることは悪いわけではないけれども、少しでもね、ひょっとして違う可能性もあるんだっていうことを、そういう気持ちを持つことは凄く大事だと思います。

**長沼弁護士** そもそもなぜ、報道が過熱してしまうのかということはこの会場にいる皆さんには、是非考えていただきたいと思います。

事件が起きると、平穏な毎日が奪われます。特に地域の事件現場の近くの平穏が乱れます。夫は会社に安心していけるかな、買い物に安心していけるかな、子供は学校に行けるかな、こんな重大な事件が起きた、犯人は誰だ、何やってるんだ警察。早く犯人を捕まえてくれ。勿論地域が平和であるよう、警察が秩序を守る活動をしていただいていることに感謝しています。ところが時に重大事件で、直接証拠が無いような事件ほど、警察は「何やっているんだ警察」という国民の

声に応えなければいけないと思ってしまう。そして、見立てをたてて、見立てに沿った、証拠に沿った被疑者をターゲットにロックオンして、その見立てに合う証拠を集めて集めて集めて裁判に掛ける証拠を集めていく。そういう手法が現在もまだまかり通っているわけです。

ですので、重大事件とされ、地域が、平和が乱されたというときほど、是非会場の皆さんには、本当に警察の見立ては、正しいのか、本当なのかという疑いの目で見ていただき、報道機関の方々にも是非両論併記で事実に向き合うという、警察の言う情報だけでなく、警察の情報は本当かという姿勢は常に持っていただきたい。

警察が報道機関にリークするという目的の一つとして、犯人が捕まったということになれば、あっ、犯人が捕まったんだ、あー、これで安心だ、夫はこれで会社に安心していける、安心して買い物に行ける、子供は学校に行ける、秩序は戻るわけですよ。

でも、誰かを犠牲にした秩序というものの怖いものは無く、いつそれが我々に降りかかってくるかも知れないという怖い社会であるということ、是非会場にいる皆さんは持って帰っていただきたいと思います。

**河野弁護士** 以上を持ちまして、パネルディスカッションを終了させていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

**司会** パネリストの皆様、誠にありがとうございました。ありがとうございました。

特に河野さんからは、誤った報道や、警察の捜査により被害を受けたご経験を、永野弁護士からは、松本サリン事件当時報道に携わったご経験を生々しくお話しいただきました。会場の皆様にはえん罪被害について、より深く考えるきっかけになったかと共に、えん罪という物が、決して他人事ではないということがお分かり頂けたかと思えます。

それでは改めて、会場の皆様、パネリストの皆様、本市民集会にご出席頂いた河野義行さんに盛大な拍手を送らせて頂きたいと思えます。ありがとうございました。

## 高校生による作文コンクール

**司会** 続きまして、えん罪について考える高校生作文コンクールの表彰式に移ります。

本コンクールには、早稲田大学本庄高等学院の生徒様より、多数のご応募を頂きました。応募頂いた作品の中より、当会において、最優秀賞、優秀賞、佳作、を選考させて頂き、当会の石河秀夫会長より表彰させていただきますので、呼ばれた方は壇上へお越し下さい。

それではお呼び致します。最優秀賞、津久井美樹さん。優秀賞、牛木あみさん。同じく優秀賞、梅木健太さん。佳作、三石響子さん。同じく佳作、濱田あゆみさん。佳作、矢島朋香さん。なお、矢島さんと三石さんは都合によりご欠席されておりますので、代役として担任の羽田先生にお越しいただいております。

それでは、石河会長、表彰をお願い致します。

**石河会長** 表彰状、最優秀賞、津久井美樹殿、あなたは平成27年埼玉弁護士会実施の、えん罪について考える高校生作文コンクールにおいて、頭書のとおり優秀な成績を取られましたので、ここに記念品を添えて表彰致します。平成28年2月11日、埼玉弁護士会会長、石河秀夫。おめでとうございます。

(拍手)

優秀賞、牛木あみさま。以下同文ですので省略させていただきます。おめでとうございます。

(拍手)

優秀賞、梅木健太殿。以下同文ですので。おめでとうございます。

(拍手)

佳作、濱田あゆみ殿。以下同文です。おめでとうございます。

(拍手)

それでは佳作三石響子殿、矢島朋香殿。おめでとうございます、宜しくお伝え下さい。

(拍手)

**司会** 受賞者の皆様、えん罪の深さについて考えた作品をお寄せいただきまして誠にありがとうございました。会場の皆様、改めて受賞者の皆様への盛大な拍手をお願い致します。

(拍手)

おめでとうございます。それでは皆様どうぞお席にお戻り下さい。

続きまして、各受賞作品について、石河会長より選考理由についてお話いただきます。石河会長よろしくお願ひ致します。

**石河会長** 今回の作文コンクールえん罪を考える、テーマでしたので大変難しい内容だと私達も思っておりました。従って皆さん果たして提出していただけるだろうか、大変心配をしましたが、今回本庄早稲田高校の皆様にご協力いただきまして50通近い作品をお寄せいただきました。

この内容は、「それでも僕はやっていない」という映画を見た感想を書いたいただいた内容でして、いずれも大変よく考えられていてえん罪について、高校生なりに考えをまとめた作品です。甲乙付けがたい作品が多数ありました。今回中でも6通について賞状、賞品をお渡ししましたが、差という物はそれほど大きくあるものではなくて、内容的にはどの辺が評価のポイントになったかという、えん罪というのは、検察官がいて、その前に調べる警察官がいて、裁判所がそれを判断する。証人というものの記憶はそれほどはっきりしたものではなくて、その証人がはっきりした記憶だと思っても事実と異なる場合もある。それぞれの立場によって少しずつ違うことが積み重なって、誤った認識が積み重

なってえん罪が生まれる。こういう構造をよく理解して、提示して意見としてまとめただけだ、というのが今日受賞された6人の方の作品でした。特に津久井さんの内容は、その辺を明確にして、えん罪の生まれるシステムと、その弁護人の役割と、裁判官の役割の重要性というものを極めてはっきり表現されていただろうということです。その辺が評価のポイントでした。

冒頭でも申し上げましたとおり、えん罪というのは、絶対にあってはならない、高校生の作品の多くは、事実という物は大変難しい物で、良くわからない、だから有罪だか無罪だかは考え判断するのは難しい。というご意見が殆どでしたが、有罪か無罪か分からない場合は無罪です、これからは、有罪か無罪か分からないときは、無罪であるということをしつかり頭の中に染みこませて、優秀な弁護士とか、裁判官とか、検察官になってくれれば良いなと思うと同時に社会人になっても、このような形で物事を見ていただきたいと思っています。そのように考えます。

本日表彰された皆様本当におめでとうございます。

(拍手)

## 入賞した作文



映画「それでもボクはやってない」を見て  
 早稲田大学本庄高等学院  
 3年 津久井 美樹  
 『冤罪』たった二文字。しかし、簡単に人の人生を決めてしまう恐ろしい二文字なのである。  
 ニュースで冤罪事件の裁判を見て「やってもない罪を着せられて、人生が変わってしまう。なんて悲惨なのだろう。」と思ったことはある。しかし、『冤罪』がこんな身近にあるとは思わなかった。少なくともこの映画を見るまでは、もともと法に興味があったが、この映画は私の将来の夢に影響を与えたと言っても過言ではないだろう。  
 この映画は、通勤ラッシュの電車内で痴漢に間違えられ逮捕、痴漢冤罪裁判にかけられた男性を描いた話である。通学にスクールバスしか使わない私にとって、満員電車と痴漢はほとんど無縁なものだ。しかし、誰がいつ冤罪の被害に遭うかは分からない。明日、父

20×20

が痴漢に間違えられるかもしれない。そして私はその家族として、犯罪者の子どもとして生きていかななくてはならない。そう考えたら、急に怖くなり冤罪を身近に感じた。冒頭で『十人の真犯人を逃すとも一人の無辜を罰することなかれ』という言葉が出てきた。犯罪者を野放しにしておくことよりも、冤罪の被害者を作ってしまうことの方が何倍も、何十倍も決してあってはいけないのである。しかし、現在の日本の取り調べでは「人質司法」が問題になっているようだ。よくドラマでも目にする警察官が自白を迫る光景。つらい取り調べに耐えられず、そこから解放されたいがためにやってもいないウソの供述をしてしまう人もいる。罪を認めて罰金を払えば釈放してもらえる。だがしかし、この時点でその人は「犯罪者」になってしまうのだ。私はこの事実を知ったとき、冒頭の裁判の鉄則は形骸化してしまっているように感じた。  
 この映画では「痴漢」という犯罪のため女

20×20

性弁護士でさえも、最初は主人公の供述を信じなかつた。女性が被害者になることが多い痴漢だからという理由もあるだろうが、犯罪者と分かっている弁護士事件の方が多いことは確かである。献身的に協力してくれる弁護士・母親・友人・支援者がいても有罪率九九、九%という厳しい壁を越えることは簡単ではない。裁判は、真実を明らかにする場所ではなく、被告人が有罪であるか、無罪であるかを集められた証拠で取りあえず判断する場所にすぎないからだ。本当に罪を犯したかは、被告人本人しか分からない。被告人を信じて弁護をしてくれる弁護士、証拠を集めてくれる家族・支援者の存在は非常に貴重なものだと思う。もし、そこで無罪の判決が出たとしても、逮捕されてからの時間と生活は戻ってこない。被告人の人生だけではなく、周りの人の人生まで巻き込んでしまう。日本の裁判の在り方はこれでいいのかさえ思ってしまった。

20×20

「法とは何か？」この問いに一言で答えることは出来ない。だが少なくとも人を守り、助ける存在でなくてはならないと思う。形だけ存在していても意味がない。そして、裁判において、被告人の立場から法を抜えるのは弁護士だけなのだ。

無縁だ、関係ないと思っていた冤罪事件。裁判員制度などで、一般市民も裁判に関わるようになってきた。現在もなお高水準の発生件数を誇る痴漢事件。殺人ではないからと痴漢裁判を軽く見てはいけない。殺人でも、痴漢でも逮捕され有罪判決が出れば同じ「犯罪者」である。裁判は人の人生を左右するのだから、『疑わしきは無罪』という裁判の鉄則を重く受け止めなくてはならない。

弁護士という仕事に興味はあった。だがどうしても、他人の人生を左右する恐怖感が勝ってしまう。私は、この映画を見たことで変わったことが二つある。一つは、弁護士になりたいという夢ができたことだ。目標は、映

20×20

画に出てくるような被告人のために全力で闘  
 い、法を有意義に使える弁護士だ。そして、  
 どんな状況でも被告人のために臨機応変に対  
 応したい。二つ目は、男性に比べ人数の少な  
 い女性弁護士がどうあるべきかを考えたとき  
 にみえてきた。女性だからこそ分かることや  
 親身になって対応できる事もある。「女性」  
 という立場を有利に活かした弁護をしたい。  
 こうして、作文を書きながら冤罪と向き合  
 ってみた。全く罪のない人間を犯罪者にする  
 ことは、決してあってはいけないことだ。い  
 つ自分が冤罪被害者になるか分からない。日  
 本の裁判制度と冤罪事件の残酷さを感じた映  
 画であった。それと同時に、夢を模索してい  
 た私に「弁護士」という夢を与えてくれた。  
 少なくとも私は、法を正しく扱える人の中の  
 一人になりたい。そう思った。

20×20

映画「それでもボクはやってない」を見て  
 早稲田大学本庄高等学院  
 3年A組6番 牛木 あみ  
 「被告人を懲役三月に処する。この裁判の  
 確定の日から三年間、その刑の執行を猶予す  
 る。」裁判長から主文が読み上げられた瞬間、  
 私目から涙が流れた。  
 ある日の通勤ラッシュ時、乗車率250パ  
 ーセントという大混雑の満員電車で、一人の  
 女子中学生が痴漢被害を訴える。次の停車駅  
 で車両のドアが開くと、彼女は自分の真後ろ  
 に立って乗車していた男性、金子が犯人であ  
 ると彼の袖をつかんだ。金子は自分が疑われ  
 ることなど思いもよらないといった様子で自  
 分は犯人ではないと主張するも、聞き入れて  
 もらえず、警察へと連行され、迷惑行為等防  
 止条例違反の容疑で逮捕される。しかし、金  
 子はその後も一切の罪を否認し、担当弁護士  
 や母、友人などの助けもあり、自分は無実で  
 あると主張し続ける。そして運命の裁判が始

20×20

まる。

この映画には、弁護士や検察官といった法曹だけでなく被告人の母や友人といった法律の知識がない人物も多数登場し、そういった人々にもわかるように用語の解説のようなセリフが、物語の流れを遮断することなく組み込まれているので、私のように法律に詳しくなくてもスムーズに話の内容に集中することができた。

またこの映画で描いている事件は、言い方は悪いかもしれないがごく普通の痴漢事件である。だから事件自体には新鮮味はない。言い方を変えれば、誰もが被害者中学生の立場にも主人公の立場にも十分になり得るということである。そして、実際に今も私たちはそういう言っただけの罪事件の傍観者になっているかもしれない。そしてもしその事実を私たちが知らないだけなのだとしたら恐ろしいことだと痛感させられた。

この映画はいわゆる法律映画で、一つの事

20×20

件をその発生から判決が言い渡されるまで時系列に描いている。画面の画的な移り変わりは乏しく、笑えたり泣けたりする場面が多いわけでもない、単調ともいえる構成である。

しかし、およそ2時間半という上映時間の中で飽きたり退屈だと感じることは一度もなかった。むしろ今まで知らなかった、日本の刑事司法手続きの杜撰さや被害者偏重、人権監視の実態に驚くことばかりで、映画中の判決を聞いて流れた涙は、今まで自分がいかに被害者側に偏って様々な事件に触れてきたのかということが実態として現れたのだと、深く反省した。

例えば公判の場面では、公開が原則である裁判において被害者の周りに衝立が立てられ、被害者の人権が保護されている。しかしこの事件においては客観的な証拠は何もなく、あるのは被害者・被告人・捜査官や目撃者の供述のみである。まだ事件が確定していない裁判の段階でさえ被害者は守られ、被告人は大

20×20



勢の傍聴人の前にさせられるという大きな差のもとで取り扱われ、供述をしなければならぬということに大きな疑問を感じた。公判に登場した人々の目撃者の女性に対する供述も供述者によってどれも大きな差があり、真実でないものも多数含まれていた。また、この映画では被告人は一貫して被告人側の目線で描かれており被告人が本当は無実であると示しているが、被告人が自分自身がそこまで必死でドアに挟まったスーツの袖を引っ張っていた理由を忘れていた点など被告人の供述にも信用性を疑う部分がないこともなく、供述証拠だけで事件の全貌を明らかにすることは到底不可能であると感じた。なされる虚偽供述が意図的になされたものであれ記憶違いによってもたらされたものであれ、供述には間違いが混入しうる箇所はいくらでも考えられるから、客観証拠なしで疑いがはさめない程度まで検察が被告人の罪を証明することなどはたして可能なのかという疑問を持った。

20×20

わたしはこの映画を見てから自分の中で生まれた変化を感じている。私がこの映画を見た帰りに最寄駅に着き、電車を降りると、そこでえん罪被害者に関するピラが配られていた。いままでもそういったことがあったのかもしれない。今までは心にとめてすらいなかった。しかしその日はピラを受け取らないという選択はなかった。またテレビの情報番組などで、街中の人々が「犯人が捕まってよかった。」というような発言をしているのを耳にするとき、今までは特に何も感じることなく受け流していたが、一般の人々の多くが容疑者イコール犯人と結び付けているという事実を浮き彫りにしているそういった発言に疑問を抱き、心を痛めるようになった。この映画を通して少しでも多くの人が日本の刑事司法手続きの現状に目を向け、被告人が「裁判官自身が裁いて欲しいと思うやり方で裁かれる（エンディングクレジットより）日が来ることを願う。

20×20

映画「それでもボクはやってない」を見て  
 早稲田大学本庄高等学校  
 3年 梅木 健太  
 「それでも僕はやってない」、主人公の悲痛の訴えをシンプルに表したこの言葉が本作品のタイトルだ。本作品を見る前、私はこのタイトルから、何か非常に強いメッセージ性を感じた。だから私は、このタイトルに込められたメッセージについて考えながらこの映画を見ることにしたのだ。  
 私はこれまで、痴漢冤罪など、どこか他人事で、自分には関係のない遠い世界の話であるかのように錯覚していた。しかしそれは誰にでも起こり得る身近なことであるのだということをこの映画では描いている。この映画から私は、えん罪事件に巻き込まれることがいかに恐ろしいことであるかを初めて実感することができた。その中でも特に印象的だったことは、えん罪による、逮捕時の対応の粗雑さについての描写である。

20×20

「正直に言えばすぐ出られるんだよ。交通違反と一緒に。罰金払えば釈放だ。」  
 この言葉は痴漢容疑を否認し続ける主人公、徹平に対して、取り調べを行った警察官が言い放ったものだ。この言葉は、私にとって非常に衝撃的なものであった。なぜなら、無実を訴える主人公の声に全く聞く耳を持たず、怒鳴り散らし罪を認めさせようとするその光景に恐怖を感じたからだ。そしてそれ以上に、警官が放ったその言葉から、痴漢事件が軽視されていることへの驚きと恐怖が、私への衝撃をさらに大きいものにした。果たして痴漢事件と交通違反は事件として、同等の重みをもっているのだろうか。私はそうは思わない。もちろん、交通違反を軽視しているわけではない。しかし、交通違反をしたからといって社会的な排除を受けることはそうはないだろう。その一方で痴漢はどうだろうか。痴漢をした人間が、社会的に信用を失うことは明らか事実であるだろう。そのような人間は職

20×20

や、家族までも失ってしまうことでさえある  
 のだ。それが仮にえん罪であったとしても、  
 有罪と認められてしまえばその人は社会から  
 排除され、人生は崩壊してしまうだろうと推  
 測される。  
 しかし、痴漢事件を交通違反と同等程度の  
 重みしかないと考えている本作品中の警察官  
 は、詳しい捜査、証言の確認、事件時の状況  
 の確認を行うことはせず、被害者の少女の証  
 言だけで自白を強要したのだ。このような事  
 件の初期段階の処置の甘さが、痴漢えん罪の  
 被害者を生んでしまっている原因なのだと私  
 は感じたのである。  
 また、裁判官が裁判中に代わってしまうこ  
 とがあることにも驚かされた。作中で、主人  
 公の裁判を最初に担当していた裁判官は、主  
 人公側に同情的な姿勢を見せていた。しかし、  
 裁判の途中で転勤となったため担当の裁判官  
 が変わってしまったのである。変わった裁判  
 官が主人公にあまり同情的ではなかったこと

20×20

もあり、主人公は有罪の判決を言い渡されて  
 しまった。仮に、裁判を担当した裁判官の順  
 番が逆だったら主人公は無罪の判決を言い渡  
 されていたのかもしれない。しかし、私が言  
 いたいことはそんなことではない。私は、裁  
 判というものは自分の目でその経過をすべて  
 確認する必要があると考えていた。被告や証  
 言者の表情や言葉を自分の目で、耳で見て、  
 聞くことで初めて真実に近づくことができる  
 のだと信じていたのだ。だが、本作中での裁  
 判の引継ぎは、裁判の経過を記した、文面に  
 よる引継ぎのみだったのだ。  
 この事実を受けて私はあまりの理不尽さに  
 心が激しく痛み、怒りすら覚えた。文面の引  
 継ぎで、正確にそこまでの事実を理解できた  
 としても、実際の法廷で繰り広げられる臨場  
 感のあるやり取りまでも理解することは到底  
 できないだろう。その結果、無実の罪で逮捕  
 され、本来払う必要のない裁判費用を払い、  
 全力で取り組んだ裁判に、公正な判断が下さ

20×20

れないことに怒りを覚えた。

私は本作品から、日本の司法制度の痴漢事件に対する認識の甘さを痛感した。私は本作品のタイトルの意味を、はじめは、「有罪判決が出たがそれでも僕はやってない」という意味だと考えた。しかしそれだけではないのではないかと気づかされたのだ。この映画のタイトルは現在の日本の痴漢事件に対する司法制度の不整備を憂い、「今の日本の司法制度では証明できないがそれでも僕はやってない」と皮肉のメッセージが込められているのではないかと解釈した。

少しでも多くの人々が、本作品に触れ、痴漢事件に対する意識を変えられることができたなら日本の痴漢事件に対する司法機関の意識も変化するのではないだろうか。私はそのようになることを強く望んでいる。

20×20

映画「それでもボクはやってない」を見て

早稲田大学本庄高等学院

3年 瀧田 あゆみ

“痴漢”というものは被害者に大きな精神的苦痛を与える卑劣な行為であり、罰せられるべくして罰せられる行為である。実際に、私は下校途中の電車で痴漢の場面に遭遇したことがある。私の目の前に立っていた女性が彼女の左側に立っていた男性に痴漢をされたと行ってその男性の手を掴んだのだ。もちろん、その男性はやっていないと否定していたが、次の駅で電車を降り、女性とともに駅員室の方へ連れていかれてしまった。当時の私は、「あの女性は痴漢をされてどれほど不快な思いをしただろう。」と同じ女性側の立場として考えたが、男性の“えん罪の可能性”については考えることはなかった。もちろん、あの男性が痴漢をしていないと述べているわけではなく、実際に痴漢をしてしまった可能性もある。だがしかし、もし本当に男性が痴

20×20

漢をしていなく、女性の勘違い、もしくは人  
 違いであった場合、あの男性はやっていない  
 罪、つまりえん罪で罰せられてしまうだろう。  
 果たしてそのようなことが本当にあってもよ  
 いのだろうか。

映画「それでもボクはやってない」の主人  
 公はある朝、電車に乗っていると自分の前に  
 立っていた女子中学生に痴漢の犯人と間違え  
 られてしまう。電車のドアに挟まった上着の  
 裾を引っ張っていただけであり痴漢をしてい  
 ないということを確認した女性も証言してい  
 たが、主人公は弁解する間もなく駅員室に連  
 れていかれ、やがて逮捕されてしまう。取調  
 室での取り調べはざさんであり、調書にも主  
 人公が述べていないことを書かれ、当番弁護  
 士にもやってはいない罪でも認めた方が楽だ  
 と示唆されるが、主人公は自分は決して痴漢  
 などしていないと主張し続け、やがて起訴さ  
 れてしまう。主人公はその後も、痴漢をした  
 のは自分ではないと何度も否定し、家族や友

20×20

人の協力のもと、実際の現場の再現ビデオの  
 撮影や、証人を探して証言してもらうなど、  
 自分が無罪であるということの立証を試みた  
 が、言い渡された判決は懲役3か月というも  
 のであった。

私はこの映画を見て、痴漢えん罪というも  
 のは誰にでも簡単に起こりやすく、誰にも簡  
 単に無罪を証明することができないといこと  
 だと理解することができた。主人公が長い時  
 間、家族や友人の協力のもと撮影した実際の  
 現場の再現映ビデオや、事件当時、隣に立っ  
 ていたという女性の証言などの主人公が無罪  
 であると立証する証拠よりも、ただ偶然乗り  
 合わせた電車で目の前に立っていたのが女子  
 中学生であったこと、その女子中学生の証言  
 する姿勢が真摯であったことのほうが主人公  
 を有罪とする証拠として、裁判官の目に有力  
 に映ってしまったのである。日本の憲法に記  
 されてある刑事訴訟法第336条には「被告  
 事件が罪とならないとき、又は被告事件につ

20×20

いて犯罪の証明がないときは、判決で無罪の  
 言渡をしなければならならぬ。」と書かれて  
 ある。この「疑わしきは罰せず」の原則に従  
 って、主人公も無罪となるべきではなかった  
 のだろうか。しかし、実際に現在の日本では  
 痴漢犯罪の有罪率は99パーセントを超えて  
 いる。この99パーセントのうちには実際に  
 痴漢をしてしかるべく有罪になった者もいる  
 のは事実であるが、この映画の主人公のよう  
 にえん罪で有罪となってしまうものがある  
 のも事実である。どうすればこのようなえん  
 罪を防げるのだろうか。それは、個々が自分  
 のすべきことは何かを把握し、物事を慎重  
 に進めるべきだということであろう。この映  
 画では、刑事は主人公の主張は聞かずに、調  
 書を作り上げ、検事も丁寧に証拠を集めず、  
 起訴してしまったのだ。そして、最大の契機  
 となったのは、裁判官の誤審である。もし、  
 刑事が主人公の主張をちゃんと聞いて重要な  
 証拠となる調書を正しく書いていたら、もし、

20×20

検事がもっと証拠を丁寧に集めていたら、そ  
 しても、裁判官がしっかりと証拠を見極め、  
 「疑わしきは罰せず」の原則通りの判決を下  
 していたら、主人公はえん罪で罰せられるこ  
 とはなかったはずである。再び述べるが、痴  
 漢は卑劣な行為であり、犯罪である。しかし  
 また、罪がない人を罰することも犯してはい  
 けない“犯罪”である。法というものは人を  
 守るために存在するものであり、ただ人を罰  
 するためだけにあるものではないということ  
 を今一度考えさせられる映画であった。

20×20

映画「それでもボクはやってない」を見て  
 早稲田大学本庄高等学院  
 3年 三石 響子  
 映画「それでもボクはやってない」は、主人公・金子徹平が満員電車で女子中学生に痴漢をした容疑で裁判にかけられるというストーリーだ。終始無罪を主張する徹平の声は警察や検事には届かず、起訴されて裁判で戦うこととなる。担当弁護士や友人たちの協力のおかげで無罪を勝ち取れるかと思われたが、裁判長が交代したことで形勢が不利になり、最終的に徹平は有罪判決を受けてしまう。  
 この映画を観て、もし実際の取り調べも映画の中で行われているのと同じように執り行われているのだとしたら、冤罪が起こるのも無理はないと感じた。映画では、警察がやってもいない罪を認めさせようとしたり、検事が話も聞いてくれなかつたりと、容疑者の扱いがずさんで犯人であると決めつけている様子が見て取れた。これでは、徹平のように容

20×20

疑者が本当になにもやっていない場合でも、精神的に疲れ果てて容疑を認めてしまうのではないだろうか。警察や検事による取り調べは私たちの目に見えないところで行われている。そのため、私たちは容疑者がどのような取り調べを受けているのかを知ることができない。この映画は取り調べの可視化を訴えるような内容でもあった。  
 また、この映画は裁判がどのように行われているのかを非常に分かりやすくイメージさせてくれる作品だと思った。容疑者が逮捕・起訴されるまでの過程や、裁判の流れがとても丁寧に描かれていた。裁判は私が思っていたよりも長くかかるということ、冒頭陳述や証人尋問を一日で全部やるのではなくひとつひとつ日を改めて行うということなど、様々な新しい知識を得ることができた。また、裁判に関する解説が登場人物たちの会話の中にさりげなく組み込まれていたため、観ている退屈することなく色々なことを知ることがで

20×20

きた。なかでも一番印象的だったのは、裁判官は無罪判決を下すことに抵抗があるという点だ。徹平の事件を担当する一人目の裁判長は無罪を出すことに抵抗がなく、むしろ積極的であった。しかし二人目はそうではなく、徹平への態度が厳しくなり弁護側の要求も退けられ、最終的に徹平は有罪を宣告されてしまう。裁判官が罪を犯したかもしれない被告人に対して無罪を宣告するのに不安を抱く気持ちはい解できる。しかし、初めから有罪と決めつけ、少しでも疑わしければ決定的な証拠がなくとも有罪にするというような姿勢は、徹平のケースのような冤罪を増加させる危険性があるのではないかと感じた。被告人が嘘をつく可能性は大いにあるが、だからといって被告人や弁護側の意見を無視するのではなく、何が本当かを見抜く力を法に関わる人間が持つことが重要だと考える。

また、痴漢で無罪を立証するのはとても難

20×20

しいのだとも感じた。殺人事件のようにアリバイを立証するわけにもいかない上に、男性には皆痴漢をする動機があるといえてしまう。作中では何カ月にもわたって目撃者を探したり、協力者たちと再現ビデオの撮影をしていったが、それをするにもスタジオを借りたり電車内の様子を再現したりと、膨大な労力が必要とされるのだということを知った。

また、そうして集めた証拠でさえも、不十分だと裁判長が判断してしまえば意味をなさなくなってしまうという点から、裁判長の権限の大きさと責任の重さを垣間見ることができた。

私は今まで、裁判とは事件当時何が起こったのかを明確にし、真実を明らかにする場所であると考えていた。しかし、この映画を観てその認識を改めさせられた。裁判とは、弁護側と検察側のどちらの主張がより裁判官を納得させられるかということなのだと思った。

また、前述したように、裁判官の無罪を出す

20×20



ことへの抵抗から、刑事裁判は検察側に有利であり、被告人が無罪となるのは難しいのではないかと考える。痴漢事件のように、無罪の証明が難しい事件では、被告人に有罪の疑いが濃い場合、裁判官は被告人が罪を犯したものと決めつけて裁判を進めるケースも多いだろうと感じた。裁判には人一人の人生がかかっている。よって、裁判官がどれだけ公平であるかが大切であると考えている。

私は検察官になることが夢なので、検察や裁判官側に着目しながら映画を鑑賞した。しかし、作中の検察や二人目の裁判官の、被告人をないがしろにするような態度は印象がよくなかった。私はこの映画を見て、自分はどうのような検察官になりたいかというビジョンが少し見えたように思う。裁判に勝つことはなく、公平な目を持って対処し、真実を明らかにできるような検察官になりたいと思った。

20×20

映画「それでもボクはやってない」を見て

早稲田大学本庄高等学院

3年 矢島 朋香

本映画は加瀬亮が演じる主人公の金子鉄平はフリーターで、会社の面接を受けに行くとめに乗っていた電車で女子中学生に痴漢だと言われ、駅員に身柄を確保される。取り調べでは何度も「やっていない」という事実を主張するが、警察には理解してもらえず、一度逮捕されてしまう。その後、困難だと告げられるが、鉄平は裁判で戦うことを決心する。

現場にいた人を探したり、再現ビデオを撮影したり、全力を尽くすが、最終的に3カ月の有罪となってしまう。

また本作品では取り調べや報告書の作成などを中心に、刑事裁判における現状・問題点が主張されている。また、有罪確率が99.9%といわれる痴漢罪の裁判を結果ではなく前提と見てしまわずに正しい判決をしなければならぬという難しさもよく感じられる映画だ。

20×20

視聴者ならこの発言を真実だと捉えるか。虚  
 偽だと捉えるか。裁判をどう判断するか。そ  
 う問いかけられるような映画であった。  
 私は法廷や裁判が主に映される映画をあま  
 り見ることはないし、実際に裁判の証言台に  
 立つことや、傍聴をしたこともないため裁判  
 の雰囲気自体をこの映画で学ぶことができた。  
 裁判だけでなく取り調べや警察・刑務所での  
 実態や生活もそうである。いちばん最初の取  
 り調べでは、鉄平の発言とは解釈の仕方が異  
 なる文書が作成され、署名を半強制的にさせ  
 られる。私は、ありえない。でもこれが現実  
 でも起きていることなのだ。と思った。そ  
 の後も、初めに依頼した弁護士に示談を勧め  
 られたり、検察は鉄平の言い分をたいして聞  
 こうともしない。私は腹が立った。事実を詳  
 しく聞き取り、それを申請して裁判にもって  
 いくことが正しいことで当たり前なのではな  
 いか、と。途中から弁護人を担ってくれた弁  
 護士たちは、全力を尽くし裁判で無罪を勝ち

20×20

取れるよう励んでくれるが、現実の弁護士が  
 皆そのようであるとは限らず、そうでありた  
 くても周りの陰湿な事実や、時間が足りてな  
 いなどの問題点が多く存在するのではないか、  
 と感じた。裁判で戦う前の段階のシーンを視  
 て、鉄平の明らかに不利な立場に疑問を抱き、  
 また、実際の現状をはじめて知り落胆すると  
 ともに怒りの気持ちも生まれた。  
 現代の社会では女性への差別が問題視され  
 がちだが、本作品では無罪の男性が訴えられ  
 るということで男性への差別的な視線が感じ  
 られた。途中、家宅捜索により鉄平の家から  
 出できたアダルト作品をまるで犯行の証拠の  
 ように提示される。これは実際犯行とは全く  
 関係ないものであり、それを持っているから  
 犯人だということのか、と鉄平が怒りを表すが、  
 女性の私でも同感した。確かに力の強さや現  
 社会では女性は弱者であり、現代女性への接  
 し方・関わり方は皆非常に敏感である。しか  
 しこのような方法でその思考が使われるのは

20×20

間違っていると強く思った。縮漢やおいせつをする者は徹底排除すべきだが、社会で生きる男性全員が犯人かもしれない、という視線をもたれてしまうのは良いこととはいえず非常に難しいことだなど思った。

途中、裁判官が変わり裁判が進んでいくシーンでは、検察官も弁護人も被害者も被告人も裁判官も皆人間であるということを感じられた。私は後者の裁判官は裁判を有罪にもつていこうという意思が前者の裁判官よりも強く感じた。被害者もそうであるが、どのような検察官・弁護士に依頼するのかということや、裁判官がどのような裁判を進められるのかというのは判決に大きく関わり、またそれは運でもあるのかなと思った。傍聴を増やして裁判官にやる気のあるムードを与えさせようというセリフや、少し意地悪さの感じられる鉄平への質問に感情的になってしまうシーンなどを観て、私は人間らしさを感じた。それを思うままに身を任せたり、悪用したりし

20×20

ないようにするのが難しい部分であり、厳正に公平な裁判を行う上での重要なポイントだと思った。しかしそれと同時に、人間の面白み、味というものも感じることもできた。

最後に、当たり前であり誰もが願うことだが有罪である人を無罪にするということは絶対にしてはならないことだし、許されない。同様に無罪である人を有罪にしては絶対にいけないのである。「わからないから」「有罪だったら危ないから有罪。」という他人事では済むことでない。自分にそのようなことが起きたら、という視点でこの作品を見ることもとても勉強になると思った。現在も、実際に冤罪と戦っている人はいることだろう。認めれば英なのかもしれない。だが、今後そのような考えや刑事裁判の実態がなくなっていくことを強く願いたいと思った。私は、本作品から誰もが起こりうることで目を逸らしてはいけない問題だと知ることができた。決して水面下の問題になることは許してはならない。

20×20

司会 皆様どのようにしてえん罪が生まれるのかということ、本市民集会を通じて実感していただけたことと思います。

市民集会を終了させていただきにあたり、埼玉弁護士会副会長の長沼正敏弁護士より、閉会の挨拶をいただきます。長沼弁護士よりお願い致します。

## 閉会の挨拶

埼玉弁護士会副会長 長沼 正敏

本日はお忙しいところ会場に足をお運び下さいまして誠にありがとうございます。

我々弁護士会は、えん罪について向き合い、えん罪を無くしていくために闘っていきます。皆さんも是非会場にお越し

いただいたことを家族の方、ご友人の方にお話しいただき、えん罪というものをなくしていくためにご協力いただけたらと思います。今後も弁護士会と共によろしくお願い致します。本日はありがとうございました。

## アンケート集計表

年齢層				■普通	3
80歳代	2	男 1	女 1	■その他	3
70歳代	26	男 12	女 14	・パネルディスカッションに組み込んだ方が良かった	
60歳代	33	男 18	女 15	・よく整理されていて良かった	
50歳代	15	男 10	女 5	・無記入	
40歳代	12	男 9	女 3		
30歳代	8	男 6	女 2		
20歳代	5	男 4	女 1	3、パネルディスカッションを聞いた感想を聞かせてください。(複数回答)	
10歳代	6	男 3	女 3	107件	
記入なし	2			■とてもわかりやすかった	72
				■わかりやすかった	31
1. シンポジウムはどのようにして知り ましたか(複数回答) 123件				■普通	3
■立て看板を見て	42			■わかりづらかった	1
■弁護士会から	38			■その他の感想	
■知り合いから	17			4、今後えん罪をテーマに埼玉弁護士会 に企画してほしいものがあれば聞かせて ください。	
■学校の先生から	8			■痴漢えん罪と対処法(10歳代 男性)	
■その他				■パソコンウイルス捜査事件(20歳代 男性)	
・集会でもらったチラシを見て	5			■現代社会における問題点にスポットを 当てた講演など(20歳代 男性)	
・新聞記事の案内を見て	4			■三鷹事件、藤本事件、痴漢えん罪、小 野悦男事件、袴田事件(20歳代 男性)	
・ネット情報を見て	3			■映画の影響も有り、当事者意識も有り、 被害者もあり、高校生は痴漢えん罪に高 い関心を持っています。痴漢えん罪に	
・子どもの付き添いで	2				
・図書館でチラシを見て	1				
・区役所の案内板を見て	1				
・その他	2				
2. 松本サリン事件総括を聞いた感想を 聞かせてください。(複数回答) 112件					
■とてもわかりやすかった	67				
■わかりやすかった	39				

テーマを絞った講演を、人権教育として実現できると効果があると思います (30歳代 男性)

■同級生を殺して、逃亡中にビニールひもで首つり自殺を図ったと言われている事件。週刊新潮が実名報道したがその続報が無かった。あの件の問題点について (30歳代 男性)

■綾瀬母子殺人事件など少年犯罪のえん罪 (30歳代 男性)

■狭山事件を取り上げて企画してほしい (40歳代 男性)

■情報リテラシー、実名報道について (40歳代 男性)

■性犯罪えん罪の可能性及び再犯の防止法 (40歳代 男性)

■えん罪に関わった元裁判官、検察官からの話 (40歳代 男性)

■えん罪の発生について、裁判官が寄与してしまっている点の解明。逮捕状が安易に出される供述証拠を安易に採用する等 (50歳代 男性)

■東電OL事件について (50歳代 女性)

■過去のえん罪事件をテーマにしたDVD等の上映と、映画監督のお話など (50歳代 男性)

■電車内の痴漢などのえん罪事件 (50歳代 女性)

■著名人に対するえん罪事件 (50歳代 男性)

■痴漢と間違われたらどうするか (50歳代 男性)

■えん罪が発生する社会情勢が背後に必ずあると思います。あれば紹介してほしい (60歳代 男性)

■今の政治状況と関連した取り上げ方を期待して本日参りましたが… (60歳代 女性)

■国家権力の暴走等のテーマをお願いしたい (60歳代 男性)

■部落差別の代表の狭山事件 (60歳代 男性)

■和歌山カレー事件。裁判の問題をテーマにした、映画「ゼウスの法廷」を上映してほしい (60歳代 女性)

■痴漢えん罪事件、特に電車の中など、警察、検察のずさんな捜査、被告の言い分にはあまり耳を傾けず有罪判決を出す裁判官 (60歳代 男性)

■小沢一郎衆議院議員について (60歳代 男性)

■なぜえん罪事件が起きるのか。マスコミの取材力とは？特にマスコミの姿勢について (60歳代 女性)

■ご年配の元裁判官が泣きながら会見したあのえん罪はどうなったのでしょうか (60歳代 女性)

■名張毒ぶどう酒事件 (60歳代 男性)

■大逆事件など、近現代史のもの (60歳代 男性)

■袴田事件 (70歳代 男性)

■イラク自衛隊派遣で米軍の交通事故で負傷した元自衛官、友人がスーパーで万引きしたとのことで拘束、一緒にいた元自衛官が共犯として逮捕されたと聞いています。そのことについて (70歳代 女性)

■人質司法、可視化も必要だが取調の時の弁護士立ち会い、証拠開示、再審決定に対する検察の異議申し立てを認めない

制度 (70歳代 男性)

■世間から忘れ去られ、泣き寝入りしている、そんな方を一人でも取り上げてほしい。えん罪事件をテーマにしたDVDを上映してほしい (70歳代 男性)

■今日、映画上映してほしい (70歳代 女性)

■ぶどう酒殺人事件 (70歳代 女性)

■私は死刑制度についてずっと反対です。少年事件と死刑等の観点のものとか (70歳代 女性)

■それでも僕はやっていない (70歳代 女性)

■えん罪を生まないようにする法改正は無いか。法改正では限界があるのか。その点の勉強会を開いてほしい (70歳代 男性)

■痴漢事件のえん罪も聞きたい (70歳代 男性)

■戦中の治安維持法で逮捕された人たちの話を是非聞きたい (70歳代 男性)

その他の感想

■河野さんの立場、マスコミの立場から一連の事件を振り返る構成は非常に良かった (20歳代 男性)

■事件の当事者である河野さんや永野さんの当時の生の声を聞いて良かったです (20歳代 男性)

■警察の初動捜査、マスコミの報道ひとつで、事件が作られてしまうこと、パネラーの元記者である永野氏自身「犯人だと思っていた」と話されていたことが特に印象的でした (20歳代 男性)

■被害者河野さんだからその言葉のひ

とつひとつに重みを感じました (30歳代 女性)

■1994年、私は中学生でしたが、松本事件はよく覚えています。テレビを見ていた父が、河野さんについて「犯人はこいつに間違いないな。とんでもないやつだ」と言っていました。今日初めて河野さんご本人のお話を伺いましたが、とても頭が良く、冷静で、それが帰って普通で無いと思わせたのかなと思いました。良い機会を頂きました。ありがとうございました。 (30歳代 男性)

■河野さんの著書を読んできたのですが、それにも書かれていないことも多く、リアルな事実も伝わりました。とても分かり易かったです。被害者側、報道側両者からの視点というものがとても興味深かったです。又警察含め皆が正義を持っているのに、えん罪が生まれてしまうと言うことを考えなければならぬと思いました。とても有意義でした (40歳代 女性)

■良く整理されていて良かったです。マスコミの立場で永野先生の状況が聞けて、河野さんの置かれた立場がより明確で分かり易かった (40歳代 男性)

■「松本サリン事件時系列」資料をもっと活用した方が頭に入ってきたと思う。信濃毎日新聞取材拒否についても伺いたかったです (40歳代 男性)

■久しぶりに事件を振り返ったので、分かり易い説明で当時のことを思い出せた。全ての登壇者のコメントが冗長過ぎず、適切で分かり易かった (40歳代 男性)

■オウム真理教の逮捕者には、えん罪の逮捕者はいないのでしょうか。河野さんに対して、証人尋問みたいでした（40歳代 男性）

■質問箱は後半中に持って回って質問用紙を回収してほしかった。せっかく当時の取材記者が弁護士として出ているのだから、もう少し突っ込んだ話を聞いたかった（40歳代 男性）

■当時を思い出して怖くなりました（40歳代 女性）

■マスコミの言う「裏取り」が極めていい加減なものだということが分かった（50歳代 男性）

■CHAPTER1、2が長すぎる。河野さんの冷静さに感銘したが、大切なのは教訓と今後のことだと思う（50歳代 女性）

■河野義行様 過去のお辛ご記憶をお話しくださしましてありがとうございます。悲惨な事件の発生によっては、「えん罪」と「警察とマスコミ報道」お様なことを考えさせられました。河野義行さんがお話しされた「昨日の事実…本日の事実…事件の事実」の意味を重く受け止めて、事件の真実が分かり、真犯人が逮捕されたときに、事件で亡くなられたり、負傷され後遺症が残る苦しまれる方々の「一つの区切り」になるのかとおもいます（50歳代 男性）

■河野義行様のこの先の人生の幸多きことをお祈り致します。出席して下さりありがとうございます（50歳代 女性）

■記者は本当に警察情報を疑うことがで

きないのか。警察情報を鵜呑みにしないところから事件取材は始まるのではないか。そのために弁護士ができることがあるのではないか（50歳代 男性）

■病院の病室を監視する警察の病的卑怯さに驚きを禁じ得ない。予断に基づく捜査、報道に憤りを感じた。河野さんの経験は、私の経験とも一致するものが多く有り大変参考になりました（50歳代 男性）

■資料で、事件の概要は把握していたが、やはり当事者の話は説得力がある。当事者を招いた企画は秀逸である（50歳代 男性）

■新聞記事による事件の、真実でない筋書きができあがることに対して、恐ろしいことだと思う。河野さんの落ち着いた分かり易い話し方に感心させられた（60歳代 男性）

■警察による違法捜査、事実を歪曲して伝えるマスコミ報道の稚拙さ、横暴さ、想像以上でした。よく河野さんはこうした力につぶされずに戦ったと思います。教会の方々がサポートしてくださって良かった。もし松本サリン事件の後、河野さんを犯人扱いせずにもっと早い段階で、ちゃんと検証して真犯人をつきとめていたら、1995年の地下鉄サリン事件は起きなかったのでは無いか、防ぐことができたのでは無いかと思います（60歳代 女性）

■河野さんはすごい人だと思った。冷静で、信念を貫き、分析する。重要ななあ。頭にくると乗せられる。河野さんを見習おう。埼玉弁護士会、最先頭で頑張っ

てください。ついて行きます（60歳代 男性）

■弁護士さんの垣根がずいぶん低くなりました（60歳代 女性）

■警察の強引な取調に疑問です。河野さん大変ご苦労されて、今日があるのですね（60歳代 女性）

■誠実なお人柄の河野さん、お辛い体験をされて、このようなことは絶対あってはならないと思った。非常に構成が良かった。スライドの使用も分かり易く良かった。「日本の黒い夏」という映画を見てみたい。そのような映画があることを知らなかった（60歳代 女性）

■直接お話しを伺えてとても良かったです。率直な意見交換で感心しました（60歳代 女性）

■松本サリン事件をリアルタイムで見てきた私にとって、本日のテーマは、改めて事件を振り返る機会となりました。えん罪被害者の河野義行さんのお話を直にお伺いすることができ、あの当時と変わらぬ、落ち着いた穏やかな表情には耐えがたいご苦労の中に戦ってこられた強い信念を感じました。元読売新聞記者の永野弁護士のお話は、事件記者としてスクープを追いかける気持ちが理解できました。私の夫（故人）は、当時警視庁に勤めていて、マスコミの取材を受ける立場にありました。この事件には直接関わってはいなかったものの、捜査側とマスコミの関係はなかなか大変でした。いわゆる夜討ち朝駆けと言われる取材もありました。

今回は、いろいろな角度からのお話を

伺うことができて大変勉強になりました。会の進行もスムーズで、話し方、声のトーンも良く、当時の新聞記事を写しだしての説明は、とても分かり易かったです。準備等にご尽力された関係者の皆様、お疲れ様でした。そしてありがとうございました。（60歳代 女性）

■話、具体的で分かり易かった。警察権力の恐ろしさ、取り調べの可視化は早く実現すべきと思う（60歳代 女性）

■マスコミ報道のてたらめさ、いい加減さにびっくりした。これは社会の公器とはいえない。戦争報道に適じるものと思った。国とマスコミによっていつ、どこでも、誰でも犯罪者にされる国だとぞっとした（60歳代 男性）

■守秘義務大切です。一方でマスコミの骨なしぶりにがっかりです。ネット社会がさらにえん罪を生み出しそうです。現役のメディア記者に参加してほしかった。マスコミの権力への対応に近年不安を覚えます（60歳代 男性）

■警察もマスコミもこの人が犯人と決めつけ、徹底的に追い詰めていくのがとても恐ろしいと思った。河野さんだから、地下鉄サリンがあったので、捜査の対象から外されたのだが、普通の人だったらえん罪の下、長期に拘束されたのだと思う。いろんなえん罪があるのは悲しい（60歳代 女性）

■河野さんの話をもう少し詳しく聞きたいです（60歳代 女性）

■えん罪報道が構成される過程がよくわかった（60歳代 男性）

■河野さんなればこそ大変な状況を乗り

切れたのだと思います。一般の人は対応しきれないと思います。永野弁護士さんの話でも報道状況がわかって大変良かったと思います。被害者を加害者にする報道の恐しさ、無責任さに立腹します。松本事件が早く、正しく捜査されていたら地下鉄サリン事件も防げたのでは無いかと残念に思いました。事件当初より、大変な状況の中で、冷静で落ち着いた振る舞いの立派な人格者であると尊敬しておりました。今後ともお元気で活躍くださいますように祈念しております。河野さんのお話を直にお聞きできましたことを大変嬉しく思います。河野さんのご活躍が落ち込んだときの生きる力になっている人が周囲にたくさんいます(70歳代 女性)

■河野さんが当時取り乱したりしないで冷静なので立派だと思います。河野さんのお話が聞いて良かった。又当時読売新聞の記者だった人の話が聞いて良かった。埼玉弁護士会は、数多くの講演会を開きたくさんの問題提起をしよく活動していると思う(70歳代 女性)

■石河会長の話はとても良かった(70歳代 男性)

■河野さんの冷静な判断、的確な行動に敬服。パネラーは誰もが言語明晰、表現も分かり易かった。河野さんと当時の取材記者との話が聴けて、えん罪の表と裏が理解できた。えん罪被害の原因はマスコミにもある(70歳代 女性)

■途中の休憩で流れが止まってしまう。コーディネーターが細かく区切って進めていたが、ある程度まとめてパネラーが

語る方が流れが自然(70歳代 女性)

■私の家は、河野さんのお宅から少し高台。当日の風向きによっては、一人住まいの母が危なかったはずです。個人的には、新聞報道に疑問を持ち続けてた。あり得ないこととして。あれから今まで一貫して河野さんの生き方、常に敬意を持っていました。今日はトータルに何うことができてありがとうございます。今また警察権力は悪質になってきているのかと。そしてそんな権力にジャーナリズムがおもねっている、今情けない事態(70歳代 女性)

■河野さんの実体験をお聞きしてえん罪の深さを知った(70歳代 男性)

■河野さんの行動力には脱帽、私には、このような対応はできなかったと思う。事件当時敵同士だった人がパネラーとして同席することの難しさを、あえて乗り越えて発言し合った勇気に敬服した(70歳代 男性)

■河野さんの冷静な対応が驚きであった。えん罪事件の当事者となった場合のことを想像すると普通の人間であれば発狂してしまいかねない。その場合どうして良いのか全く分からない。権力におもねるといふ人間の弱さを常々感じる。非常時における自分自身の心理と対応は想像不可(70歳代 女性)

■人間の思い込みから作るストーリーの恐さを痛感した(70歳代 男性)

■河野氏の話 directly 講演でお聞きしたかった。元読売記者の話は、いいわけの話ばかりで、やはり何十年という記者生活での考えが抜けないのですね(70歳

代 男性)

■河野さんが、冷静に報道警察などに対処なさったことに感銘を受けた(70歳代 女性)

■先日の浦和での浜さんたちの講演会と本日のお話から弁護士会の活動や、弁護士さんたちの仕事についての理解が深まりました。今後とも市民への様々な企画を行ってください。若い方達向けにも(70歳代 女性)

■教訓 マスコミ報道は真正面から読まない。いろいろ考えながら多方面から読み解く。警察組織の見立て情報は、疑いの目を持つことを忘れない。警察組織は市民の味方ではないと思っている(年代無記入)

#### 意見

■質問用紙は取りに回ると思ったので、提出が間に合わなかった。このスケジュールだと前半の終わりから書き始めないと間に合わないので聞き逃しもある。会場の担当は幕が閉じた後も回収までする必要はないが声をかけるべきである。

■河野氏でなければ、その後はどうなっていたか予想できぬほどひどい事態になったろう。やみくもに犯人非難に走るのではない理由が少し見えたように感じた。

■大変画期的な企画で真剣に聞かせてもらった。感謝する。しかし、情報管制はなぜなのか。現在マスコミの国への対応など、踏み込めない中で、今日のような企画をマスコミで取り上げ主張すべき

だ。河野氏の姿勢、考え方に敬意を表したい。お体を大切に、今後も頑張ってください。

■河野さんは、相変わらず理性的で分かり易く話されていると思います。

■当時、私は高校生でした。世紀の誤報たる松本サリン事件が、私が弁護士になりたいと思った原点です。本日は、改めて原点に立ち返れたとともに、率直なディスカッションもすばらしく、個人的にも社会的にも意義のあるものでした。

■河野さん、本当に申し訳ございませんでした。私は当時あなたを犯人として疑いませんでした。凶々しいよね、ふてぶてしい顔している。早く認めればいいのに、と家族や職場の人たちと話していました。日本中が敵になって誰も助けてくれない中、あなたは本当に立派でした。もし地下鉄サリン事件が起らなかったらと思うとぞっとします。私はそれからいろいろな事件などでも決めつけないようにしています。メディアの報道を疑い、ほんとうにそうだろうか考えるようにしています。今日は大変遅くなりましたが、お会いしてお詫びしたいと思いましたが、河野さん、本当にごめんなさい。すみませんでした。

■1年位でえん罪と分かったからいいが、10年、20年経ってからでは、その人間の人生を台無しにしてしまう。報道、スクープ合戦は厳に慎み、今後の教訓とすべきである。

■私も警察官からひどい目にあっているので、大変参考になりました。私は警察官から、留置場の中で「死刑だ」「一生

刑務所から出られないようにしてやる」等と言われました。相手は、拳銃や警棒などを所持しているので大変怖かったです。卑怯な言葉の揚げ足取りにも注意が必要だと思いました。

■日本の司法は被害者に厳しい、もしくは保護に欠けていると思われま。懲役は、更生に寄与せず、再犯率が高く、罰についてももう一度考え直す必要があると思います。脱税…今後の税率を倍加。懲役…中東での地雷除去作業（凶悪犯）。福島原発での廃炉作業（凶悪犯以外）。執行猶予…社会奉仕の義務化。

■この場に警察関係者にも話を聞きたかった。松本事件発生時、オウムを把握していたはずだ。

■全ての人間がえん罪被害者になる可能性があります。それに対抗できる能力と知識を持つ必要があるのではないか。

■河野さんの人間性の強さ、深さを学びたいです。

■犯人は作られるんだ、と言うことを改めてしっかり知りました。

■安保の署名について。署名したいと思ったのですが、このご時世、氏名と住所を公開するのは大きく抵抗があります。何か他の方法はないのでしょうか。

■マスコミ報道について。権力の垂れ流しの情報だけで、何の疑問も無く、報道する姿勢に頭にくる。一市民、一労働者として疑問を感じることもあるのに。今のジャーナリストは自分の足で、目で、地道に真相を究明する人が少ないのでは無いか。権力に金銭を渡して情報もらっているのでは無いかと思いたくな

る。特に、読売、産経、朝日も少しおかしくなっている。骨のあるジャーナリストや記者、頑張ってください。安倍の取り巻き、文人、学者や右翼はひどいのひとことだが、精力的に表と裏で頑張っている。許さない。